

官報號外

明治二十九年三月二十七日 金曜日

内閣官報局

○第九回 衆議院議事速記録第四十七號

明治二十九年三月二十六日(木曜日)午前十時二十七分開議

議事日程 第四十七號 明治二十九年三月二十六日

午前十時開議

第一 臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案(政府提出緊急事件)

第二 會計検査院法中改正法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)

第三 會計検査官退官ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)

第四 日本勸業銀行法案(政府提出貴族院回付)

第五 農工銀行法案(政府提出貴族院回付)

第六 静岡縣下郡廢置法律案(政府提出貴族院回付)

第七 福島縣下郡廢置法律案(政府提出貴族院回付)

第八 岐阜縣下郡廢置及郡界變更法律案(政府提出貴族院回付)

第九 明治二十六年度歲入歲出決算

第十 明治二十三年法律第一百六號中改正法律案(中村第一讀會)

第十一 鐵道敷設法第二條中改正法律案(加賀美嘉兵第一讀會)

第十二 建議案(大島信君提出)

第十三 米原敦賀間鐵道柳ヶ瀬隧道改修及水害補助ニ關スル建議案(小畠岩次郎君提出)

第十四 飯匙蛇毒醫學研究並ニ該蛇懸賞捕獲ニ關スル(請願委員)

第十五 鐵道建築規定ニ關スル建議案(福田久松君外一名提出)

第十六 戰死病死者遺族扶助ニ關スル建議案(高木正年君外四名提出)

第十七 商工同業組合ニ關スル法律制定ノ請願(特別報告第六號)

第十八 府縣境界變更ニ關スル請願(特別報告第十號)

第十九 復族祿ニ關スル請願五十三件(特別報告第一號)

第二十 私立尋常中學校ニ關スル請願(特別報告第十二號)

第二十一 民勢調査施行ノ請願(特別報告第十二號)

第二十二 豊後國日田郡管轄替ノ請願(特別報告第十四號)

第二十三 豊後國日田郡管轄替ノ請願(特別報告第十五號)

第二十四 鐵道敷設法中追加ノ請願(北原信綱君外三十六名要求)

第二十五 庄内川改修ノ請願(小室重弘君外二十九名要求)

第二十六 鐵道敷設法中追加ノ請願(波多野傳三郎君外三十一名要求)

第二十七 貴族院ヨリ左ノ通り通牒アリ(佐脇書記官朗讀)

○議長(楠本正隆君) 諸君、是ヨリ諸般ノ報告ヲ爲シマスル

牛馬賣買免許稅規則其他廢止法律案

裁判所ノ設立及位置並管轄區域ノ變更ニ關スル法律案

馬匹ノ調查及檢查ニ關スル法律案

銀行合併法案

大阪府下郡廢置法律案

兵庫縣下郡廢置及郡界變更法律案

埼玉縣下國界變更及郡廢置法律案

群馬縣下郡廢置及郡界變更法律案

千葉縣下郡廢置法律案

茨城縣下郡廢置及郡界變更法律案

栃木縣下郡廢置法律案

嚴手縣下郡廢置法律案

富山縣下郡分離及廢置法律案

鳥取縣下郡廢置法律案

熊本縣下郡廢置法律案

鹿兒島縣下國界並郡界變更及郡廢置法律案

岡山縣下國界並郡界變更並福岡縣大分縣境域變更法律案

奈良縣下郡廢置法律案

三重縣下郡廢置法律案

滋賀縣下郡界變更及郡廢置法律案

島根縣下郡廢置法律案

愛媛縣下郡廢置法律案

輸入羊毛海關稅免除法律案

豫定鐵道線路中私設鐵道會社ニ敷設許可ニ關スル法律案(甲)(乙)(丙)

(丁)(戊)(己)

移民保護法案

葉烟草專賣資金會計法案

農工銀行補助法案

右可決

鐵道敷設中改正法律案

集會及政社法中刪除法律案

右第二讀會ヲ開カサルコトニ議決

沼田宇源太君鳩山和夫君ヨリ朝鮮事變處分ニ關スル質問ニ對シ政府答辯ヲ

ナサル理由ニ付再質問書ヲ政府ニ提出セラレタリ

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

鑄種検査法案審查特別委員長

同理事

審查特別委員

田中鳥雄君

湯本義憲君

丸尾文六君

佐々木松坪君

森本省一郎君

今西幹一郎君

竹村藤兵衛君

平島松尾君

小川虎一君

堀越寛介君

北原信綱君

村上昌造君

小金井權三郎君

前川楨造君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參考ノタメ茲ニ掲載ス)

再質問書

本月十三日本員等ヨリ提出セル昨年十月八日朝鮮事變處分ニ關スル質問ニ

○沼田宇源太君(一番) 極簡單ニ當席カラ申述ベヤウト思ヒマス、今日ハ本會期ノ終リマスル日ニモ當テ居ル、殊ニ議案モ澤山ノヤウデゴザイマスカラ、演壇ニ登ルコトハ止メマシテ、極簡單ニ當席カラ一言シヤウト思ヒマス、唯今書記官ヨリ御報告ニ爲リマシタ如ク、再質問書ヲ提出シタノデアル抑、朝鮮處分ニ關スル質問書ヲ本員カラ提出致シマシタノハ、本月ノ十三日デアル、今日ハ最早二週間以上ニモナツテ居ル、然ルニ政府ハ今以テ何等ノ答辯ヲモ致サナイ、殊ニ本會期モ今日一日デ終ルト云フ場合ニ爲ツテモ、政府ハ何等ノ答辯ヲモ是ニ對シテ致サナイト云フノハ、如何ナル理由デゴザイマセウカ、議員ノ質問ニ對シテハ、政府ハ直チニ答辯ヲ爲スベシト云フコトハ、議院法ノ明ニ命ジテ居ル所デアル、殊ニ本員ノ提出シタル質問ノ如キハ、何モムヅカシイ事ハナリ、政府ガ司法權ニ干渉シタ事ガアルナラバアル、ナイナラバナイト言ヘバ澤山デアル、又斯クミノ事柄ハ、何等ノ法律ニ依ツテ致シタノデアルカ、斯ウ云フ問デアツタナラバ、是ハ此法律ニ依ツタモノデアル、ナイ答辯ニ依ツタモノデアルト云フコトヲ答へサヘスレバ宜シノデアル、大凡自分がナシタ事柄ヲ人ニ問ハレテ、是ハ何ノタメニナシタト云フコトヲ人カラ質問セラレテ、始テ考出シテ屁理窟ヲ附ケルト云フコトハ萬ナイ筈デアル、ナイ筈デアルノニ、政府ハ自ラ爲シタ事ヲ問ハレタナラバ、早速是ニ對シテ答辯が出來サウナモノデアル、今以テ答辯ヲ爲サヌト云フノハ、如何ナル理由デゴザイマセウカ、此答辯ヲシナイト云フ點カラ考ヘテ見レバ、益々以テ司法權ニ干涉シタルコト、及彼ノ三浦公使以下ヲ處分シタル事柄ニ對シテハ、法律規則ニモ何ニモナイ無法極タル事ヲ爲シタノデアルト云フコトヲ、益々以テ吾々シテ信ゼシムルノデアル、諸君、如何デゴザイマシタ、彼ノ湖南事件ノ場合ニハ如何デゴザイマシタラウカ、彼ノ當時ニ當ツテモ政府ガ司法權ニ干涉シタト云フコトニ就イテハ、種々様々ノ風評ガアツタ、今日ノ政府ノタメニ御味方ヲサレテ居ル自由黨ノ諸君ガ、アノ時ニ當クテハ殊ニ奔走盡力セラレテ、司法權ノ力ヲ維持スルト云フコトニ對シテ御盡力ニ爲ツタデハゴザイマセヌカ、是ハ本員ハ本日ニ至ツテモ、ア

ノ當時ノ自由黨ノ盡力ヲ謝スル所デアル、其控訴院長ノ力ニ依ツテ、漸クアノ當時ニ當クテモ司法權ノ力ヲ維持シタト云フコトデアル、左様ナ事柄ハ既往ニ於テモ明デアツテ蔽フベカラザル事デアツテ見ルト、今日ノ事ニ於テモマ

提出者 沼田宇源太
鳩山和夫
贊成者 武市彰一
外二十九名

サカ政府ハ左様ナ事ハスマイト言フテ安心シテ置ク譯ニハ往カヌノミナラズ、人ニ問ハレテ是ニ對シテ議會ガ既ニ終ラントスル場合ニモ答辯ヲ爲サヌト云フコトデアツテ見ルト、益々疑ハザルヲ得ナイ故ニ、本員ハ斯ノ如キ再質問書ヲ提出シタナラバ、本日ノ中ニハ必ズ明瞭ナル答辯ガアルダラウト存ジマス

○肥塚龍君(百七番) 本日ノ日程第一ニ對シマシテ本員ハ緊急動議ガゴザイマス
○議長(楠本正隆君) 登壇ヲ促シマス

(肥塚龍君演壇ニ登ル)

○肥塚龍君(百七番) 本員ハ本日ノ日程第一ニ就キマシテ、緊急動議ヲ提出シ、諸君ノ御同意ヲ得テ日程ヲ變換シテ、茲ニ之ヲ決議ヲ致シタイト云フテゴザイマス、ソレハ斯ウ云フ趣意デゴザイマス、日程第一ノ臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案、此法律案ハ今日ノ議場ニ於テ議スペカラザルモノデアルト云フ考デゴザイマス、何故ニ議スペカラザルモノデアルカト云フト、諸君モ御承知ノ通、政府ガ此法律案ヲバ出シマシタノハ數日前デゴザイマシテ、ソレヨリ委員付託ト爲シテ委員ノ修正が出来テ、サウシテ此日程ニ上ボツタノガ、諸君ノ御記憶ノ通一昨日デゴザイマセウ、此大ナル案ヲ出シテサウシテ議院ノ特別委員ニ付託ヲ致シテ、特別委員ノ會議ノ結果、修正案ト云フモノが出來テ議場ニ出マスト云フト、如何ニ議院法ガ何時タリトモ政府ガ議案ヲ撤回スルコトガ出來ルト云フコトヲ明記シテアルニモシロ、一旦委員會ニ付託シテ修正マテ出來タ其委員ノ勞ヲモ顧ミズ、又議場ニソレダケノ手數ヲ掛ケタヲモ顧ミズ、一昨日此議場ニ上ボルトスラット政府カラ撤回シテシマツタト云フ話デゴザイマス、實ニドウモ委員ニ取りマシテモ、此議會ニ取りマシテモ、ソレダケノ手數ヲ掛ケテ置イテ、忽チニ出シ忽チニ撤回スルスルトハ、隨分無禮ナ話デアル、一昨日是ヲバ撤回致シタデゴザイマセウ、一昨日撤回スルカト見マスルト、今日又スラット是ヲ出シテ來テ、會期ハ今日御仕舞ナコトデアル、其會期ノ切迫シタル今日ニ、是ヲバ又モヤ再び出シテ來テ是ヲ議決シロトハ、隨分此議會ニ對シテ輕卒ナル舉動デアル、無禮ナ舉動デアル、私ハ此議案其物ニ對シテノ善惡ハ言ハヌ、善惡ハ言ヘマセヌガ、餘り政府ガ此議會ヲ輕蔑シテ、議案ヲ出シタリ引イタリスル此舉動ト云フモノハ、此議會ニ於テ政府ニ警戒ヲ加ヘテ置カナケレバナラナイ

○小松三省君(九十四番) 反對デゴザイマスカ、又ハ緊意ノ動議デゴザイマスカ

○議長(楠本正隆君) 緊急動議

○小松三省君(九十四番) 緊急動議ナラバ、斯ノ如キ事ハ議案トシテ議スペキモノデナイト云フコトノ緊急動議ハ、反對論デアルト云フノ先例ガゴザイマス、御注意ノタメニ申シテ置キマス

○肥塚龍君(百七番) 是ハ緊急動議トシテ日程ヲ變更シテ貴フト云フ……
○議長(楠本正隆君) 兔ニ角日程ヲ變更シヤウト云フ動議、即チ緊急動議ノ理由ヲ辯明シツ、アルモノト考ヘル

○肥塚龍君(百七番) 左様デス

○星亨君(八番) ドノ日程ヲ變更スルト云フノデゴザイマスカ
○肥塚龍君(百七番) 第一ノ臺灣ニ施行スベカラザルモノデアルト云フコトノ決議ヲ採リタイト思フノデ、之ヲ議スル前ニ私ハ決議ヲシタイ、是ハ議スペカラザルモノデアルト云フ……

○星亨君(八番) ソレナラバ議事日程ノ變更デナクシテ緊急動議デスカ

○肥塚龍君(百七番) サウデス、ソレデ斯様ナ事ニ爲シテ居ルノデゴザイマスカラ、私ハ之ヲバ今日ニ於テ議スペカラザルモノデアル、又德義ノ上ニ於キマシテモ同一議會ニ出シテ否決ニ爲シタ議案ハ、再び出スコトガ出來ヌト云フコトガ、法典ニ於テ歷々明記シテアルノデゴザイマス、縱シヤ政府ハ撤回シテ何時ニモ出セルニシタ所ガ、德義ノ上ニ於テ一旦其會期ニ於テ出シタ議案ハ、再ビ其會期ニ出スコトガ出來ヌト云フコトガ外ノ條章ニ在ルノデゴザイマスカラシテ、縱シ法律上政府ガ之ヲ出スコトガ出來ルト致シマシタ所ガ、德義上之ヲバ此議會ニ出シテ忽ニ一昨日取消シテ今日直グニ出スト云フコトハ德義ノ許サヌ事デアル、又當議會ノ面目トシテ許スベカラザルモノデアルト考ヘル、承レバ一昨日當議場ニ於テ自由黨ノ諸君ハ之ヲ否決スルト云フ……

○小松三省君(九十四番) 先例ニ從フト反對論デアルト確信致シマス、先刻議長ノ御宣言ガ十分ニ分リマセナシ、ドウ云フノデスカ

○議長(楠本正隆君) 演說ヲ許シテアル趣意ヲ報道シマス、此議案ハ日程ニ掲グベキモノニアラズト云フ先決問題ノ理由ノ辯明ヲ許シタノデアルマス、サウシテ見レバ矢張反對論ト見ナケレバナルマイト思フ

○肥塚龍君(百七番) 議スペカラザル——ソレハ違フト思フデス、議案其物ノ善惡ルイト云フコトハ言ハナイノデゴザイマス、議案其物ノ善惡ルイト云フコトナレバ反對論贊成論ト云フコトハ即チ日程ヨリ除クト云フ意味デゴザイマス、ソレヨリト云フコトデゴザイマスカ、又ハ緊意ノ動議デゴザイマスアルト云フコトデゴザイマスカ、反對論ト云フモノトハ物ガ違フト思フノ

○小松三省君(九十四番) 唯今承リマスレバ德義上議題トスペカラズト云フヤウスカ

ナ意味デ緊急動議ヲ提出スルト言ハル、ヤウデゴザイマスガ、議長ハ是ハ法律ニ依テ撤回スペキモノデアルト云フ御意見デ此演説ヲ御許ニナルノデスカ、一寸承ツテ置キマス

○議長(楠本正隆君) 議長ニハ意見ハナイ、即チ日程ヲ變更シヤウト云フ意見ヲ緊急動議トシテ申述ベタイト云フ趣意デアルカラ、其演説ヲ聽キツ、アッタ

○工藤行幹君(百十番) 議長ガ御許ニナツテ、演説ノ半バニ於テ議論ノアル

答ガナイ、演説ガ丁ツテ議論ガアラバ……

○星亨君(八番) 唯今議長ノ御宣告ニ依ルト何デゴザイマスカ、議事日程ニ掲グベカラズト云フ緊急動議ト云フコトニ爲ルノデスカ、私ハ又肥塚君ニ聽云フヤウニ思ハレル、ソレハドチラデアリマスカ、私ハ少シ考ヲ持ツテ居リマスノデ、ソレヲ聽イタ上デ……

○肥塚龍君(百七番) 發議者ハ、是ハ議スペカラザルモノデアルト云フノデアリマス

○星亨君(八番) サウスルト、小松君ニ聽キマスガ、先例ト云フハ讀會ヲ省略シタル部分ニ向ツテモ其先例ガアルヤ否ヤト云フコトヲ聽キタイ、其先例ハ讀會ヲ省略シタ時ノ先例デナイト私ハ考ヘル

○議長(楠本正隆君) 日程ニ掲グルノハ不都合デアルト云フコトデナクシテ、日程ニ掲ゲテ議スペカラズト云フコトニ爲レバ則チ反對論ニ爲ル、是ハ成ル程先例ガアリマス、議スペカラズト云ヘハ反對論デアル

○肥塚龍君(百七番) 私ハ讀案其物ニ對シテハ反對贊成デハナイ

○議長(楠本正隆君) 兔ニ角其趣旨ヲ聽イテ見ナケレバ分ラヌ故ニ登壇ヲ促シタ

○肥塚龍君(百七番) 此モノバ議スペカラザルモノデアルト云フ趣意カラ

シテ私ハ緊急動議ヲ出シタノデゴザイマスカラ、反對贊成ト云フコトニ關係ハナイト本員ハ考ヘテ居ルノデゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 先例ガアリマス、議スペカラザルト云ヘバ反對論デアリマス

○小松三省君(九十四番) 明ニ議スペカラザルモノデアルト云フコトヲ明言

○工藤行幹君(百十番) 既ニ御許シニナツテ、其演説ノ半バニ於テ議場ニ意見ヲ詰ヒマス

○議長(楠本正隆君) 兔ニ角議論ガアレバ議場ノ意見ヲ詰ヒマス

○議長(楠本正隆君) 演説ヲ聽イテ見ナケレバ分ラナイカラ許シタノデアルタ上デ……

○星亨君(八番) 議スペカラズト云フコトヲ明言シタ以上ハ、即チ是ハ法律ニ違ツテ居ルカ、先例ニ違ツテ居ルカト云フコトニ爲レバ、其演説ハ止メテ

之ヲ議決シナケレバナラナイ、ワレデ又一方ニ向ツテ議事日程ニ載スベカラズト云フ議論ナラバ、議長ノ權限ノ議論ニ爲リマスカラ議論ハナイ、詰リ肥塚君ノ言フノハ議スペカラズト云フコトニ爲レバ、其論デアルナラバ先例ガアルカラシテ、演説半バデモ分ツテ居ルカラシテ、演説ヲ了ラシメル必要ハナイト思フ

○肥塚龍君(百七番) 最初ヨリ私ハ議スペカラザルモノデアルト云フ……

○尾崎行雄君(百四十八番) 本員ノ如キハ臺灣ニ施行スル法律其物ニ對シテハ賛成ノ意見ヲ持ツテ居ルノデアル、併ナガラ政府ガ一昨日撤回シテ今日之ヲ議スルト云フコトニ就イテハ反對ノ意見ヲ持ツテ居ル、故ニ議會ガ若シ之ヲ議スペキモノデアルト云フコトニ爲レバ、本員等ハ此法令ノ或ル部分ヲ贊成スルノデアル、故ニ此問題ハ二ツニ分ケテシテ貰ヒマセヌト、サウ總テヲ混ズルト、本員ノ如キハ法律其モノニ就イテハ、全部デハナイガ、先づ大部分ニ就イテ贊成スルノ考ヲ持ツテ居ル、而シテ政府ガ或ハ引込メ、或ハ出スト云フ如キ不德義ナル事ニ對シテハ、反對ノ意見ヲ持ツテ居ル者ハ去就ニ苦ミマスル故ニ、肥塚君ノ說ハ先決問題トシテ御採決ヲ願ヒマス

○議長(楠本正隆君) 兔ニ角諸君ニ御話ヲシマスガ、第五議會ノ時ニ當リマシテ、議スペカラズト云フコトハ全ク反對ノ意ヲ直接ニ辯ズルモノナルニ依リ、緊急動議トシテ別段ニ議スコトハナラヌト云フコトニ決定ニ爲ツテ居リマス

○井上角五郎君(二百七十六番) 本員ハ、甚ダ議長竝ニ議會ノ諸君ガ言論ノ權利ト云フモノヲ重ジナイカト心得マス、肥塚君ガ演説半バニシテ、肥塚君ノ演説ハ許スガ宜シイヤ、許サヌガ宜シトイ云フノハ、甚ダ肥塚君ノ言論ヲ束縛スルモノト心得マスガ、兔ニ角肥塚君ガ今日ノ場合簡單ニ演説ハ御終リニナタテ、其後ニ議場ヘ御説リニナルコトヲ希望致シマス

〔ヒヤー〕ト呼フ者アリ

○肥塚龍君(百七番) 無論之ハ簡單ナル品物デゴザイマスカラ、サウ長ク言フベキ事柄デハゴザイマセヌ、私ハ唯一言——唯私ノ一言ハ是ヨリ外ニハ無イノデアル、政府ハ德義ニ背イタガ故ニ、斯ル德義ニ背イテ議會ヲ輕蔑スルヤウナ舉動ニ就イテハ議會ノ體面トシテ黙ツテ居ルコトハ出來ヌカラ、議スペカラザルモノデアルト云フ議決ヲバコヽデシテ、後來政府ヲ戒メタイト云フ考ヨリ外ニハゴザイマセヌノデアリマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 是ハ未來ノタメデアリマスルニ依ツテ、斯ウ云フ疑團ガ起ツタル以上ハ、將來ノ慣例ノ端ヲ確ムルタメニ決議ヲ採リマス

○谷澤龍藏君(百六十二番) 一寸決議ノ前ニ政府委員ニ質問ヲ致シタイ

○議長(楠本正隆君) 就イテハ種々ノ議論ガアリマスルガ、第五期ノ時ニハ議スペカラズト云フコトハ反對論デアルト云フコトニ決定ニナツテ居リマス、此慣例ヲ破ル破ラヌト云フコトハ未來ニ取ツテ緊要ノ事デアリマス

○尾崎行雄君(百四十八番) 其慣例ハ違ヒマス、此度ハ政府ガ忽チ出シテ忽チ撤回シタ特別ノ仕事ヲシタノアリマス

○議長(楠本正隆君) 理由ハ種々アルナレドモ、要點ニ於テハ一ニ歸シマス

○尾崎行雄君(百四十八番) 特別ノ場合ニ於テハ特別ニ爲リマス……

○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採ルヨリ外ハアリマセヌ、小松三省君ノ動議、議スペカラズト云フハ反対論デアル、故ニ此言論ハ差止ムルガ當然ト申ス發議デアル

〔先例ニ依ルベシト呼フ者アリ「贊成々々」等ノ聲起ル〕

○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採リマス

○井上角五郎君(二百七十六番) 唯今ノ議長ノ宣告ニ差止ムルト云フノハ面白クナイト思フ

○議長(楠本正隆君) 御尤、ソレハ反対論ノ部分デアルト云フ——議スペカラズト云フハ反対論ニ外ナラスト云フ趣意デアル、右ニ同意ノ諸君ハ起立多數

○議長(楠本正隆君) 多數、即チ小松君ノ説ノ通決定シ、從來ノ慣例ヲ益確メマシタ——請願委員長ノ報告ガアリマス、佐藤昌藏君

起立者 起立者

○佐藤昌藏君(二百十二番) 請願委員會、三月十九日同シク二十三日同シク二十四日ノ決議ヲ報道致シマス、會期モ今日ニ迫リマシテゴザイマスカラ簡略ニ申上グマス、院議ニ付スベシトスルモノ百八十一件、是ハ多ク復祿ニ關スル件デゴザイマシテ、報告ガ後レマシテゴザイマスルガ、手續リヲ以テ議長ニ申立テマシテ、此院議ニ付スルダケハ既ニ印刷ニ付シテ諸君ノ御手許ニ回シテ居リマスル、委員會ノ決議ヲ御賛成アシテ採擇アランコトヲ希望致シマス、政府ニ送付スベキモノ、七十五件、否決スベシトスルモノ十四件、議スルヲ要セズトスルモノ三十七件、却下スベシトスルモノ一件、右ノ通デゴザイマス、右報告ニ及ビマス

○波多野傳三郎君(二百七十三番) 委員長ニ質問ガアリマス、去ル十七日委員長ガ請願委員會ノ結果ヲ報告致シマスル時分ニ、本員ハ適モ席ヲ離レテ居リマシテ、其節ニ委員長ヨリ報告ニ爲リマシタコトニ就キマシテ御尋スル事ガゴザイマス、其時ノ御報告ヲ官報ノ速記録ニ依ツテ見マスルト、却下スベキモノ三件ト云フ中テ、小金井權三郎君竝ニ本員ガ紹介シテ出シマシタ所ノ新潟縣古志郡竹澤村區裁判所出張所設置ノ請願ハ却下スベシト云フ御報告ニ爲リマシタ、是ハ如何ナル理由デ却下スベシト云フ御審査ニ爲リマシタモノデアリマスルカ、先ツ之ヲ委員長ニ伺ヒマス、其請願書ノ取扱ニ就イテ將來ノ慣例トモ相成ルベキ事デゴザイマスルカラ、二三ノ應答ヲ要シタク思ヒマス○鈴木充美君(四十一番) 唯今ノ質問ハ御許シニナルノデスカ、今日報告セラレタ事デハナイ、即チ此前ニ報告セラレタ事ニ就イテ今日質問ヲ御許シニナルノハ、少シ不適當ト思ヒマスルガ

○佐藤昌藏君(二百十二番) 唯今ノ御問ニ答ヘマスルガ、此請願委員長ノ報告ヲ經テ、一週間ヲ經マスレバ確定ト云フコトノ衆議院規則ニ爲シテ居リマス、唯今ノ御答スルノ限デナイト思ヒマス

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ日程ニ移ル前ニ一應御注意ヲ申シテ置キマス、日程ノ第一、第二、第三ハ昨日報告ヲ致シタル通、政府ヨリ委員ニ付託セズ、且ソ讀會ヲ省略致シテ會議ニ掛クルコトニ要求ニ爲シテ居リマス、即チ昨日報道ヲ致シテ承認ヲ得マシタ通、此日程ノ事ハ讀會ノ事ヲ別ニ掲ゲズ又委員選舉ノ事モ掲ゲテアリマセヌ、左様ニ御承知ヲ請ヒマス、是ヨリ第一ノ日程、臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案ヲ議題ト爲シマスル

臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案(政府提出緊急事件)

第一條 臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案(政府提出緊急事件)
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案

第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○工藤行幹君(百十番) 私ハ政府委員ニ一應質問シタイ事ガアリマス、此法律案ハ一昨日政府ハ撤回シテ今又之ヲ出シテ、如何ニモ先刻肥塚君ノ言ハル通誠ニ輕卒ナ仕方デアル、政府トシテ斯様ナモノヲ一旦議場ニ出シテ、委員ノ審查モ濟ンダ後ニ之ヲ引込マシ、又一日經シテ之ヲ出スト云フコトハ、誠ニ輕卒千萬ナ事デアル、尤モ何カソレニ差支ヘルコトガアレバ、法律ノ禁ジテナイ以上ハ已ムヲ得ナイ事ガアルケレドモ、斯ノ如ク常ナク出シタリ引込マシタリスルノハドウ云フ理由デアルカ、初メ撤回シタ所以ハドウ云フ譯デ撤回シタカ、又今度出シタノハドウ云フコトデ出シテ來タカ、ソレノ理由ヲ委シク承リタイ、願ハクハ明ニ御答辯アランコトヲ希望致シマス

〔政府委員辦理公使水野遵君演壇ニ登ル〕

○政府委員(水野遵君) 工藤サンニ御答致シマス、政府ガ一旦撤回ヲ致シマタノハ議院法二十條デ致シマシタノデ、ソレハ取調ノタメニ撤回ヲ致シマ

シタ、ソコデ今日出シマシタノハ、取調べタ上ドウ致シテモ新領地ノ臺灣ニハ此法案が必要デアルト云フノデ、議會ノ餘日ノナイニモ拘ラズ、緊急ノ事件トシテ出シマシタノデゴザイマス、政府ノ方デハ輕卒デナイ積デゴザイマスガ、輕卒ト御認メノハ、是ハ個々ノ意思ニ在ル事アゴザイマスカラ致方ガゴザイマセヌ

○蒲生仙君(百四番) 一寸政府委員ニ質問致シマス、私が政府委員ニ質問ヲ致シマスルノハ、此法律ノ如何ナル必要がアツテ發布ト爲ルト云フコトデハナイノデゴザイマスル、私ガ政府委員ニ質問ヲ致シテ置キタイノハ、此法律ト我帝國ノ憲法トノ關係デアル、唯今質問モゴザイマシタ通、政府ハ曩ニ此法律案ヲ一旦議會ニ提出ニナリマシテ委員付託ニ爲シタ、其委員諸君ノ修正案ト申スモノヲ見マスルニ、臺灣總督ノ此法律ニ依クテ發シタル命令ハ、次ノ議會ニ於テ承諾ヲ求ムルト云フコトガアル、固ヨリ曩ニ提出セラレタノハ一旦撤回ニナリマシタカラ、以前ノ事ヲ申スデハゴザイマセヌケレドモ、益々憲法トノ關係ニ就イテ疑ヲ生ジタノデアルト申スモノハ、憲法ニハ事後承諾ヲ求ムルト云フコトハ、緊急勅令カ若クハ財政上非常處分ヲ要スルトキ

ヨリ外ニハナイノデアル、如何ナル憲法上ノ關係ヲ以テ斯ノ如キ修正ガ出タルト申スコトハ、必ズ賢明ナル委員諸君デゴザイマスカラ、御高説ガアルテアラウカラ、本會ニ掛ツタラバ質問ヲ致サウト思シテ居リマシタケレドモ、アレハアノ議案撤回ト共ニ消滅致シマシタ、併ナガラ私が尙ホ疑フ所以ト申スモノハ、抑々立法ノ事ハ憲法ニモ明文ノゴザイマスル通「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」ト云フノデアル、此度ノ法律案ト申スモノハ、其手續ヲ履マズシテ法律ノ效力アル命令ヲ臺灣總督ヨリ發スルト云フノデゴザイマス、其邊ノ憲法トノ關係ハ、如何ナル政府ハ意見デアルカ、先刻カラ議論ノゴザイマシタ通、定テ私ハ此法律案ヲ政府ハ提出セラレタニ就イテハ、誠ニ重大ナル問題デゴザイマスルニ依ツテ、最初ヨリ深ク調査ニナツテ、定メシ鞏固ナル所ノ論據ガアラウト信ジテ居シテ、即チ此法律ノ必要ヲ感ジテ贊成シテ居ツタモノデアル、然ルニ議事日程ニ上ホル其日ニ撤回ヲ致シテ、又二日ニシテ當議場ニ提出ニ爲ツテ、唯今政府委員ノ言ハレル所デハ、調査ガ行居カナカラタカラ、再び提出シタノデアルト云フコトデゴザイマスルガ、旁々此法律ト憲法トノ關係ニ就イテ疑ヲ生ジマシタカラ、政府委員ノ答辯ヲ請フノデアリマス

○政府委員(水野遵君) 唯今ノ蒲生君ノ御尋ニ答ヘマスルガ、是ハ蒲生君ノ御引キニナリマシタ憲法第五條「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」ソレニ基キマシテ政府ハ是ニ提出致シマシタノデ、即チ此法律ガ臺灣總督ニ命令發布權ヲ委任致シマスルト、總督ハ法律ノ明條ニ依クテ法律ノ效力ヲ有スベキ命令ヲ發スルコトニ爲リマスルノデゴザイマス、ソレダケデ宜シウゴザイマスカ

○高田早苗君(二百十番) 私モ此法律案ト憲法トノ關係ニ就イテ一寸政府委

員ノ意見ヲ伺ヒタイト思フ、此法律案ハ「臺灣總督ハ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」トスウアル、是ハ其範圍ト云フモノハドレタケデアルカト云フコトヲ聞キタイ、詰リ法律デ出來ルダケノ事柄ハ何デモ皆命令デヤラセルト云フ積デアルノカ、ドウデアルノカ、憲法ヲ見マスルト云フト、或ル事柄ハ例ヘバ租稅ニ關スルト云フヤウナ事柄ハ、是ハ憲法ガ明ニ法律ヲ以テシナケレバスルモノデナイト明ニ書イテアル、法律ヲ以テスルノデナケレバ出來ナイ、ドウスルコトモ出來ナイ、外ノ手段デヤツテハナラヌ、ドウシテモ法律ヲ以テシナケレバナラヌト云フコトハ、明ニ憲法デ規定シテアルノデアル、サウ云フヤウナ事柄ニナリマスルト云フト、憲法デ明ニ法律デ記シテアル事柄ダケハ、ドウモ出來ナイ筈ノモノデアラウト斯様ニ私ハ信ズルノデアルガ、政府ノ一體御考ハ如何デアルカ、何モ斯モ憲法デサウ明カニ明記シテアツテモ、何デモ皆命令デヤラセル御積デアルカ、其點ニ就イテ政府委員ノ御考ヲ聞キタイ

○政府委員(水野遵君) 是ハ政府デモ色ニ調ベマシタガ、高田君モ御承知ノ通、憲法學上デハ大分是ハ議論ノアルコトダサウデゴザイマス、政府ノ執リマスル所ハ、憲法上ノ議論ハ固ヨリ攻究ハ致サンナリマセヌガ、臺灣ノ實際ノ狀況如何ト云フコトニ就イテ大ニ注意ヲ致シマシタ、左様致シタ上デ段々取調ヲ致シマスルト、實際今日ノ臺灣ニ對シテ臺灣ノ人民ニ對シテハ、漸々日本ノ法律ヲ其儘デ行フコトハ到底出來ナイ、然リト雖モ又日本デハ法律ニ據シテ租稅ヲ課シテ居ルデ、日本ノ法律ノ定ムル所ニ依ツテ、臺灣ノ人民ニ權利義務ヲ與フルコトハマダ實際出來マセヌ故ニ、已ムヲ得ズ彼地ニ適應スル所ノ命令ヲ總督ガ發スル、併ナガラ總督一人デハ發セズシテ、評議會ノ決議及勅裁ヲ經テ、當分ノ中臺灣ニ法律的ノ命令ヲ發スルノデアリマシテ、或ル場合ニハ租稅類似ノモノモ命令テ賦課モ致シマセウ、實際ニ就イテ能ク御洞察ヲ願ヒタイノデアリマス

○政府委員(水野遵君) 憲法ニ抵觸シナイ積デアリマス

○高田早苗君(二百十番) サウスルト多少憲法ニハ抵觸ヲスル嫌ガアルケレドモ、臺灣ハ實際ノ狀況サウシナケレバナラヌ、憲法ニ抵觸シテモヤルト云フノデアリマスカ

○政府委員(水野遵君) 憲法ニ抵觸シナイ積デアリマス

○高田早苗君(二百十番) シナイト云フノハドウ云フ譯デシナイ、憲法デハ明ニ、例ヘバ租稅ヲ課スルト云フ如キ事ハ明ニ直接ニ法律ヲ以テシナケレバナラスト云フコトニ書イテ居ル、ソレヲ命令デサセルト云フコトヲ例ヘバ法律デ極メテモ、憲法デサウ極メテアル事ハ、法律デ動スコトガ出來ナイト云フコトハ明デアル、勿論デアルガ、然ルニ憲法ニ抵觸シナイト云フノハドウ云フ譯デサウデアルカ、又多少憲法ニ抵觸ヲシテモ實際ノ狀況臺灣ダケハ仕方ガナイト云フコトニナレバ、臺灣ト云フ處ハ即チ憲法以外ノ處ト云フコトニ

御看做シニナツテ居ルノデアルカ、即チ日本帝國ト云フモノ、範圍外ト云フコトニ御看做シニナツテ居ル譯デアルカ、其邊ノコトヲモウ一應伺ヒマス。

○政府委員(水野遵君) 是ハ先ノ一讀會ノ時ニ、ドナタカノ御質問ガゴザイマシタトキニ答ヘテ置キマシタガ、其節ニ高田君ハ御闕席デゴザイマシタデ、更ニ御質問ガ出マシタト認メマスルガ、政府ガ認メマスル所ハ、憲法ノ中

デ臣民ノ權利義務等ニ關係スル場所ハ臺灣ニ行レナイ、行レテ居ラナイ、而シテ憲法制定ノ當時ハ日本帝國ダケニ行レテ居ルノデ、後トカラク付イタ臺灣ニモ行ハレルト云フコトニ爲リマスルト、是ハ學理論、即チ憲法學者ノ議論ニ爲シテ居リマシテ、其事ニ就イテ政府ハ可否モ何モ茲デハ申シマセヌガ、政府ノ見ル所デハ、行ヒ得ベキダケハ無論行レル、例ヘバ天皇ノ大權ノ如キハ、主權ノ移動ト即時ニ臺灣へ行レテ居ル、併ナガラ其他憲法二章以下ノ臣民ノ權利、徵兵ノ義務、租稅ノ義務ト云フヤウナモノハ行レテ居ナイ、ソレ故ニ宜シク此命令ヲ以テヤルト云フコトニ、法律ノ委任ヲ受ケヤウト云フ方針デゴザイマス。

○高田早苗君(二百十番) サウスルト段々御詰デ分リマシタガ、何モ手續ハシナイテ、臺灣ト云フモノニ於テハ憲法ノ一部ハ行レナイ、先ヅ當分行ハセナイト云フ積デアルト云フコトヲ、制限モ何モセズ、手續モセズ、政府ノ見込デ是ダケ行シテ置ク、是ダケハ行シテ置カナイト云フコトヲ御看做シデ置クト云フ譯デアリマスカ、私ノ考デハ學者論デモ何モナナイガ、若シサウ云フコトデアッテ、サウ云フコトニスル何カノ手續が必要ナモノデアラウ、唯政府ノ考ダケデアッテ、是ダケハ憲法ノ此部分ダケハ臺灣ニ行レテ宜イ、此部分ダケハ行レナイデ宜イト看做シテスルト云フコトハ、私ハアルマイト考ヘルコトデアル。

○藤金作君(二十四番) 一寸質問致シマス

○議長(楠本正隆君) 高田君ニ答辯シテ、ソレカラ次ニ……

○政府委員(水野遵君) 高田君ノ御質問ハ、是ハモウ見込ニナリマスル故ニ、此際テ御答辯申上ゲルニ及ブマイカト存シマスル、御答辯致シタ所ガ段々見込達ヒデアリマスル故ニ、政府ノ執ル所ノ見込ヲ申上ゲタノデアリマス。

○高田早苗君(二百十番) 其政府ノ執ル所ノ意味ガ能ク分ラスト困ル、見込達ヒトカ仰セラレルケレドモ、憲法ノ臺灣ニ行レテ居ルカ、行レテ居ナイカト云フコトハ、最モ重大ナル事柄デアル、尤モ政府ノ見込テ一部ダケハ行ハセテ居ルト看做ストカ、看做サヌトカ云フテ、ソレデ濟ムト云フ筈ハドウシテモナインデアルカラ、今一層確タル所ノ御考ヲ伺ヒマセヌテ置キマスルト、ナカく是ハ容易ナラヌ事デアルト私ハ考ヘル。

○政府委員(水野遵君) 唯今申上ゲタノガ政府ノ確タル見込デアリマス

○高田早苗君(二百十番) ソレデハ政府ハ、自分勝手ニ其一部分ヲ應用シテ、シナカツタリスルト云フコトハ、憲法ヲ疎闊スル舉動ト言ハナケレバナラス

○藤金作君(二十四番) 此法律ガ效力ヲ有スル間ニ、臺灣ニ於ケル國有ノ財產ヲ處分スルコトモ無論出來得ルモノト心得テ宜シウゴザイマスカ。

○政府委員(水野遵君) 宜シウゴザイマス。○藤金作君(二十四番) 果シテ其通デアレバ、今日法律ノナイン處ニ於テモ樟腦ノ如キハ一擔十圓ノ製造稅デゴザイマスガ、之ヲ豫算會デ御尋シタ所デハ、舊政府カラ許可ヲシテ居シタ所ノ部分ニ限ルモノデ、今後ハマダサウ云フ許可ハシナイト云フコトデアリマスケレドモ、唯今政府委員ノ御答ノ如クデアレバ、臺灣ハ大ニ山林ニ富ンダ處デ且ツ樟腦——樟ガ澤山アル所デアリマスガ、拂下ダテ出願スル者ガアレバ、臺灣總督ハ之ヲ許可スルモノト思ハレル、然ルトキハ百万圓ヲ以テ臺灣ノ山林ヲ拂下ダ願シテ五十箇年賦ニシテ下サ宣シウゴザイマスカ。

○政府委員(水野遵君) 御答ヲシマスガ、例ヘバ臺灣官有山林處分規則ト云フモノガ總督府令デ出シマスルト假定シテ、之ヲ唯今申シマシタル所ノ勅裁ヲ經マシテ、其勅裁ヲ經マスルニ就キマシテ、總督一個人ガ勝手次第ニ三十圓ノ物ヲ一錢デ賣ルト云フヤウナコトハ無論致シマセヌデゴザイマセウ、又調査ノ上デ、總督ニ此拂下權ヲ委任スルノガケンノンダニ依シテ、ヤラヌト云フコトニ爲リマスレバ、總督ハソレダケノ總督府令ガ出マスル、唯今ノヤウナ御心配ノ事ハナクナリマセウト信ジマスル。

○藤金作君(二十四番) 尚ホ御尋致シマスガ、サウスルト此臺灣ト云フモノハ悉皆總督ニ全權ヲ委任シタモノデ、帝國議會ニ於テハ何モ喙ヲ容ル、コトハ出來ナイト心得テ宜シウゴザイマスカ。

○政府委員(水野遵君) 極端ヲ申セバサウデゴザイマスガ、實際ハサウデゴザイマスマイ

○藤金作君(二十四番) モウ一つ御尋致シマス、今日ノ樟腦ハ一擔ハ即チ百斤ニ當ルヤウデアリマシテ、其價ハ五十圓以上百圓致シマス、之ヲ今山林局デ委託製腦ハ五官五民、七官三民ノ割合デ委託ニナツテ居リマスガ、今日ノ値段ハ五十圓以上八十圓シテ居リマスガ、其割合ニスレバ、五官五民ニシテモ八十圓スレバ四十圓ノ稅ヲ取シテ宜シイ、ソレヲ十圓デ請負ヲサセテ居ルカラ、其比例ヲ以テ例ヘバ之ヲ一千万擔アルモノト見積シテ許可ヲ致シマスルト、五億万圓ダケノ價值ガアル、之ヲ一千万擔アルモノヲ三百万擔或ハ一百萬擔ニシテ請負ハセルト云フ處分モ隨分出來ルト心得マスガ、サウ云フ間違ハ決シテナイモノト心得テ宜シウゴザリマスカ。

○政府委員(水野遵君) 少シ是ハ問題外ノヤウデゴザリマスデ、御答ヲ止メマセウデゴザリマス

○藤金作君(二十四番) 間違ガナイト云フ御答辯ガアレバ宜シウゴザリマス

○政府委員(水野遵君) 問題外デゴザリマス

○議長(楠本正隆君) 是ヨリ通告ニ從ヒマス——市島謙吉君

(市島謙吉君演壇ニ登ル)

○重岡薰五郎君(二十六番) 本案ニ就キマシテ私ハ少々修正ヲ致シタイ意見ガゴザリマス、本案ハ重要ナ問題デゴザリマスカラシテ、願ハクバ……

(二十八發言ヲ許シテ居ル發言ノ衝突ハイカヌ「ト呼フ者アリ」)

○議長(楠本正隆君) モウ市島君ニ登壇ヲ許シマンタ

○平島謙吉君(二百三番) 私ハ本案ニ對シテ絕對的ニ反対ヲ表シテ、全部廢

棄ニナランコトヲ望ム次第デゴザリマス、初メ此議案ガ日程ニ上ボツタ節

ニ、委員會ノ報告ニ修正ガ附イテ居リマシタガ、其修正ニ對シテモ私ハ反対ノ意見ヲ執ツテ居リマシテ、現ニ其時モ反対ノ通告ヲシテアタノガ、政府

カラ撤回ト云フコトデ已ムヲ得ズ反対ノ機會ヲ失ツテ居リマシタ、然ルニ其後私ハ考ヘマスルニ、政府ガ撤回ヲスルト云フナラバ恐ラク其非ヲ悟ツタモノ

ノデアラウ、然ルニ昨日ニ至シテ政府ガ此案ヲ提出シタト云フコトデアルカラ、政府ハ多少ノ修正ヲ致シテ再ビ提出シタノデアラウト考ヘテ居リマシタ

ノニ、復タ元ノ通ノ案ヲ出シタト云フノハ、先刻肥塚君カラ申シマンタ如ク

ニ、如何ニモ政府ハ道義上甚ダ疑ハシキ處置デアルト思ヒマス、昨日ノ議場

ノ様子ヲ見ルト、如何ニモ議事ハ沈著ヲ缺イテ居ル、何デモ構ハズドン

流ル、ガ如ク議決ヲスルト云フヤウナ様子デアル、テ、此切迫シタ場合ニ當ッ

テ斯ノ如キ大法案ヲ而モ一回特別委員會ヲ經テ修正シタモノヲ無效ニ歸シテ、更ニ元ノ儘ヲ出スト云フガ如キハ甚ダ奇怪ナ事デアル、併シ私ガ此案ニ

向タテ反対ヲシヤウト云フノハ斯ノ如キ點ニ在ルノデハアリマセヌ、此案ト

云フモノハ斯様ナ事情ガアリマセヌデモ、此案ハ到底廢棄ニ歸サナケレバ、前途甚ダ憂フベキ事ガアラウトス様ニ考ヘル所カラ反対ヲスルモノデゴザリ

マス、第一私が反対ヲ表シマス理由ハ、先刻既ニ質問ニ現シタ如クニ、正シ

ク憲法違反デアルト私ハ思ヒマス、即チ此案ノ第一條ニ何ト書イテアルカト申セバ、「臺灣總督ハ其管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ

二十四條ニ「日本臣民ハ法律ニ定メアル裁判官ノ裁判ヲ受ケ云々」ト云フヤ

ウニ二十五條、二十六條モ皆法律ヲ以テスルデナケレバ出來ナイト云フ制限セバ、先刻高田君カラ段々質問中ニ申サレマシタカラ委シクハ申シマセヌ

ガ、例ヘバ第二十條ニ「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」

アラズシバ許サヌト云フコトヲ規定シテアルノデゴザイマス、此場合ハ法律

コトガ出來ルノデアルガ、憲法ヲ以テ斯クミミノ事柄ハ法律デナケレバ許サ

ヌト云フコトヲ、即チ憲法デ斯様ニ定メアルト云フ事柄デアルカラ、政府ノ見解ガドウアリマセウトモ、斯ノ如キ法律案ハ正シク此憲法ノ明文ニ觸レ

テ居ル、即チ此法律ト云フモノヲ發布致シテ、斯ノ如キ權力ヲ命令ニ與ヘ

マスル結果ハ何デアルカト申セバ、即チ憲法ニ禁制シテアル事柄ヲ法律ヲ以テ解クト云フ結果ニ爲ルノデアツテ、極テ恐ルベキ結果ヲ生ズルノデゴザリマス、斯ノ如キ大問題ニ對シテ政府ハ何ト考ヘテ居ルカト申スト、先刻タコトデアラウ、今日此議院ニ出席シタナラバ必ズ一回撤回シテ研究ヲシタ位デアルカラ、吾ニ満足サセルダケノ答辯ガアラウト考ヘタニモ拘ラズ、ソレハ手心デアルトカ、都合次第ト云フヤウナ事デアル、行政ハ都合次第トカ手心ト云フヤウナボンヤリシタ言葉ハ始終行レテ居ルガ、此憲法ニ對シテ斯様ナ曖昧ナ言葉ヲ以テ、斯様ナ曖昧ナ手心ヲ以テヤラレタ日ニハ憲法ハ滅シテシマフノデゴザイマスルガ故ニ、私ハ第一ニ憲法ニ違反シテ居ル所ノ法律案デアルト云フコトヲ斷言スルノデゴザイマス、其次ニハ何レ斯ノ如キ法律案ト云フモノハ茲デ可決ヲシテ、此權ヲ命令ニ與フルトキハ、政府ハ德義上例ヘバ已ムヲ得ザル場合ニアラザレバ此法律ト云フモノヲ漫リニ發布スルコトハナイト斯様ニ考ヘマスガ、併ナガラ翻シテ考ヘルト、其事柄ヲ指シテ、ドレモ是モ緊急ト解釋スルノデアラウト思フ、サウスルト此法律ト云フモノハ、此法律ガ一旦成立シ以上ハ、茲ニ許シテアル所謂茲ニ規定シテアル緊急ト云フガ如キハ、此内地テ以テ――憲法ニ定メテアリマス緊急ト云フヤウナ場合デハ、私ハナカラウト解釋スルノデゴザリマス、臺灣ハ色ニ形勢ノ變ズル所デアル、今變化中ニ在ル臺灣デゴザリマスカラ、總テ意外ノ事柄ト云フモノガ群ガッテ起シテ居ル、命令ト云フモノガドシシ現ル、ト云フコトニ先づ以テ期シテ居ラナケレバナラヌト思フノデアル、然ルニ先刻申スガ如クニ、例ヘバ憲法第二十條若クハ二十四條、二十五條、二十六條アタリニ規定シテアル事柄モ、總督ノ手心次第ドシシ、此法律ヲ以テ憲法ニ差止メル所ノ事モドシシヤルコトガ出來ルト云フコトガ起シテハ、實ニ寒心スベキ極ト思フノデアル、要スルニ憲法ト云フモノ、精神ヲ活カサウト云フノニハ斯様ナ案デハイケナイノデアル、憲法第八條ニ定メテアリマスガ如クニ、縱令一時緊急已ムコトヲ得ズシテ發シマシタニシテモ、事後ノ承諾ヲ經ナケレバナラヌト云フ此憲法ノ精神ト云フモノヲドコマデモ存シテ往カラケレバ、此法律ハ決シテ許スベカラズト考ヘマスガ、偕アス様ニ事後ノ承諾ヲ議會ニ求メサセルト云フコトニ修正シタナラバドウデアルカ、即チ特別委員ノ修正ノ如クニ致シタナラバ、本員ハ是ニ向シテ同意ヲ表スルカラズト考ヘマスガ、偕アス様ニ事後ノ左様デアルカト申シマスレバ、事後ノ承諾ヲ帝國議會ニ求メヤウト云フコトデアルナラバ、是ハ取リモ直サズ緊急勅令ト云フコトニナルノデアル(是ハ特別委員ニ付サナイト呼フ者アリ)特別委員ト云フノハ此前ノ例ヲ引イテ云フノデアル、免ニ角假リニ之ヲ前ノ特別委員會ノ修正ノ如キモノト致

シマシテモ、私ハ是ハ協賛ヲ與フベカラズト考ヘルノデアル、其所以ハ何デア
ルカト申シマスレバ、議會ノ協賛ヲ求メル、事後ノ承諾ヲ求メルト云フコト
ニ爲ルナラバ、取リモ直サズ緊急勅令ニ爲ルノデアル、緊急勅令ニ爲ルナラ
バ、此法案ト云フモノヲ別ニ發スル必要ハナインデアル、即チ憲法第八條ヲ
運用シテ往ケバ宜シイ譯ニアツテ、免ニ角斯様ナ法律ト云フモノヲ捨ヘルヲ
要セヌト云フコトニ歸著致シマスルカラ、孰ノ途ニ考ヘテ見テモ、此法律ハ
一方ニハ憲法ヲ破り、憲法ヲ破ラナイヤウニ修正シヤウト申シマスレバ、一
モノ、權限ガ、甚ダ曖昧デアルト私ハ思フノデアル、臺灣モ兵亂ガ未ダ鎮定
セヌト云フヤウナ、誠ニ混亂ナ有様デゴザイマスルガ、又ソレト同時ニ別ニ
行政ノ機關ト云フモノモ、此内地ノ如ク整ハヌト云フ、其亂雜ノ有様ノ時ニ
在ツテハ、如何ニモ臨機ノ策致シテ、斯様ナ法律ヲ發スルノモ已ムヲ得ヌ
カモ知レヌト思フノデアル、然ルニ今日ノ有様ハドウデアルカ、一方ニハ拓
殖務省ト云フガアリ、又一方ニハソレニ大臣タル所ノ拓殖務大臣ト云フモノ
ガ、既ニ備ル手續ニナツテ居ルト云フ有様デゴザイマスル、然ルニ拓殖務大
臣ハ如何ナル責任ヲ持ツベキヤ、如何ナル職責デナケレバナラヌカト申シマ
スルト云フト、他ノ大臣ト同シ責任ヲ持ツノガ相當テアル、即チ臺灣ニ關ス
ル重大ノモノハ、之ヲ議會ニ諮ツテ議會ノ協議ヲ經テ行フ、又此緊急已ムヲ
得ザル場合ニ於テハ、憲法第八條ニ依ツテ緊急勅令ヲ發スルノガ至當ト思フ、
機關が備ハラヌ中ナラ格別デアルガ、今既ニ機關が備ツテ居ルノニ、尙ホ此
特別ニ依ルハ甚ダ可笑シイ、今日此日本ト臺灣トノ關係ヲ例ヘテ見ルト、丁
度英吉利ト印度ノヤウナ有様デアルト私ハ思フノデアル、英吉利ニハ御承知
ノ如タニ印度事務尙書ト云フモノガアル、デソレガ丁度日本ノ拓殖大臣ニ當
ル職務ト私ハ考ヘマスルガ、是ハ議會ニ向ツテ責任モアル、總テ議會ニ相談
ヲシテヤルト云フヤウナ、日本ノ他ノ大臣ト議會ト丁度同シヤウナ關係ニ爲ツ
テ居ルノデアル、其下ニ印度總督ト云フモノガアリマスルノハ、恰モ日本
ノ臺灣總督ノ如キモノデアルト思ヒマスガ、此總督ハ責任モアル代リ、其權
利モアルト云フヤウナ立派ナ此日本ノ大臣次官ト云フヤウナモノト關係ガ同
ジ有様ニ爲ツテ居リマス、然ルニ日本ノ此總督、若クハ大臣ハ此規定ニナッ
テ居リマスル所カラ見マスルト云フト、甚ダ笑フベシト私ハ思フ、ソレハ何
デアルカト申シマスルト云フト、此拓殖大臣ト云フモノハ、責任バカリアツテ
一向權力ノナイモノデアル、是ニ反シテ臺灣總督ト云フモノニナリマスト云
フト、責任ハナクシテ權力バカリアルト云フヤウニ、斯様ニ此法律ニハ規定
シテアルノデゴザイマス、是ガ奇怪千萬デゴザイマス、若シ斯様ナ曖昧ナ職
責ヲ持ツテ、無期限ニ此重大ナル所ノ權利ヲ任シテ往キマシタナラバ、他日
如何デゴザイマセウ、既ニ開拓使ト云フモノガ甚ダ苦シイ經驗ヲシテ居ルノ
アル、然ルニ斯ノ如キ法律ト云フモノヲ、帝國議會ガアル其機會ニ方ツテ

之ヲ公然許シテ無期限ニ行ハシムルト云フコトデアツタナラバ如何デゴザイ
マセウ、成ル程今日ノ場合ニハ之ヲ憲法第八條ニ依ラシムル時ハ隨分困ル
コトモゴザイマセウケレドモ、今日之ヲ公然許シ——議會デ之ヲ協賛シテ許
スコトニ爲リマシタナラバ、何時之ヲ改メル機會ガゴザイマセウカ、保安條
例ト云フモノハ、一時ノ必要ニ依ツテ起ツタモノデアル、而シテ一旦之ヲ許
シマスルト云フト、今日ニ至ツテモ尙ホ之ヲ改メルコトガ出來ヌ有様デハゴ
ザイマセヌガ、然ルニワレヨリハマダ數十倍、數百倍此日本ノ國民ノ安危ニ
關スル所ノ重大ナル此案ヲ、ウツカリ此處ヲ又決スルト云フヤウナ事がゴザ
イマシタナラバ、其弊害ト云フモノハ實ニ圖ルベカラザルコトガアラウト
私ハ思ヒマベルガ故ニ、私ハ茲ニ於テ全部廢棄ノ議ヲ唱ヘテ、滿堂諸君ニ同意
ヲ望ム次第デゴザイマス

○星亨君(八番) 一寸質問ガゴザイマス、反對者ノ代表者ト思ヒマスカラ質
問致シマス、即チ高田君杯ノ御説ニアラウカト考ヘル——同志ノ御方ト考ヘ
マスルガ、今ノ御議論ニ依リマスト云フト、詰リ議會デ之ヲ許スコトガ出來
ナイト云フヤウナ御議論ノヤウニモ聽エルシ、又ハイヤ、議會ハ許ス權ハア
ルノデアルケレドモ、サウ云フヤウナ大ナル權利ヲ許シテハイカナインデア
ルト云フヤウニモ聽エルノデアリマスガ、ドチラガ全體御趣意ノアル所デゴ
ザイマスカ、先ツ之ヲ一ツ伺ヒタイ

○市島謙吉君(二百二番) 議會ガ之ヲ否決シマスレバ、無論是ガ法律ニ爲ル
譯デ、議會ガ許ス權ガナイトハ申シマセヌ
○星亨君(八番) サウスルト憲法ニハ違ツテ居ラヌト云フノデスカ、憲法ニ
違フ、達フナラバ議會ト雖モ許スコトハ出來ナイ譯デアル

○市島謙吉君(二百二番) 憲法ニ違反シテ居ルカラ議會ハ許サヌ
○星亨君(八番) イヤ、憲法ニ違ツテ居ルカラ議會ハ許スコトガ出來ヌト
○市島謙吉君(二百二番) 憲法ニ違反シテ居ルカラ、議會ハ之ヲ
許スコトガ出來ヌト

○星亨君(八番) 是ハ法律ト云フモノニナリマス、ソレデ是ダケノ權ヲ與ヘ
ルト云フコトヲ議會ガ協賛シテ法律ガ出來ルデアル、ソレデアルカラ與ヘルコト
ヲ議會ガ與ヘルコトガ出來ナイト云フハ、憲法ニ違ツテ居ルカラ與ヘルコト
ガ出來ナイト云フナラバ能ク分ル

○市島謙吉君(二百二番) サウデアル

○星亨君(八番) サウスルト議會ハ矢張與ヘルコトガ出來ナイ、權力ヲ與ヘ
ルコトガ出來ナイ御趣意ニ爲ル

○市島謙吉君(二百二番) サウデアル

○星亨君(八番) サウスルトアナタノ今マデノ御議論ハ、一般ナル法律ト特
別ナル法律ト云フヤウナモノヲ混雜スルノデアル(「登壇シテ議論スペシ」ト
呼フ者アリ)例ヘバ是ハ一般ナル法律ニ爲ル(「議論ナラバ登壇スペシ」ト呼
フ者アリ)一般ナル法律ニ爲ル是ハソレカラ租稅等ノ如キハ格別ナル法

律ニ爲ルノデゴザイマスガ、一般ナル法律デアルケレドモ、矢張之ヲ許スコトガ出來ヌ、斯ウ云フ……

○市島謙吉君(二百一番) サウデアル、一般ト言ヒマシテモ、憲法ニ背クモノハ、何程ノ法律ト雖モ議會デ許スベカラザルモノト思フ

○星亨君(八番) 憲法ニ違フカラ議會ハ許スコトガ出來ナイト斯ウ云フヤウニナリマスカ

○市島謙吉君(二百一番) サウデアリマス

○星亨君(八番) 宜シイ分リマシタ

○草刈親明君(二百三十一番) 私ハ緊急動議ヲ起シマス、本案ハ憲法論モ現レテ居リマスシ、又藤金作君ノ如キ疑ノアル方モアリマスシ、其他本案ニ就イテハ頗ル審議ヲ盡シタイコトガゴザイマスルガ故ニ、更ニ委員付託ノ說ヲ出シマス、即チ委員ニ付託シテ相當ノ審查ヲ致シタ後ニ之ヲ議論致シタク存ジマス

○議長(楠本正隆君) 該案ハ昨日議場ニ於テ政府ノ要求ヲ報告シ、其要求ヲ

容レ本日ノ日程ニ掲ゲルト云フコトガ即チ議場ノ許ス所ト爲シタ、ソレ故ニ先刻御注意致シタノデアル、即チ即決ノ議ヲ容レタルモノトシテ、是ニハ一

讀會、二讀會ト云フ區別ヲ設ケズシテ日程ニ掲ゲタル所以ハ、先刻議長ガ諸

君ニ御報道シテ、諸君モ御了承ニ爲シテ居ルノデアル

○河野廣中君(百五番) 私モ委員ノ考ヲ持シテ居リマスルシ、又二十六番カモ屢々御宣告ノアツタ折ニ發言ヲ求メラレマシタガ、其機會ヲ得マセヌデ、委員說ヲ唯今出スコトガ出來ヌト云フ境涯ニ際會致シマシテ、誠ニ遺憾千萬

デゴザイマスル、而シテ是ハ關ル所甚ダナル議案デモゴザイマスル、而シテドウシテモ修正致サネバ相成ラヌト云フ私共モ考ヲ持シテ居リマス、即チ咄嗟ノ間ニ差出シマスルコトモ、誠ニドウモ至難デモゴザイマスルガ併ナガラモウ今日委員ト云フ、唯今委員ト云フコトノ請求ヲ議場ニ申述ブル時期ハゴザイマセヌ、據ナウ私ハ茲ニ一ノ緊急動議ヲ起シマス、即チ議事日程ヲ變更致シマシテ、第八ノ日程ノ次ニ置イテ議サンコトヲ滿場ニ求メマス

(「贊成々々」聲起ル)

○星亨君(八番) 河野君ノ延スト云フ意味ヲ承リタイ、ナゼサウ云フヤウナコトニスルノデアル

○河野廣中君(百五番) 修正ヲスルタメデアル

○議長(楠本正隆君) 質問ダケハ宜イガ、討論ハイカヌ

○星亨君(八番) 河野君ニ贊成スルカ、反對スルカニ就イテハ、如何ナル趣意デ僅バカリ延スノデアルカ、ワレダケデハ私ハ修正ハ出來ナイト思フ、ソレナラ寧ロヤッタ方が宜シイ

○河野廣中君(百五番) 修正致ス見込デゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 委員付託ト、議事日程變更ト、二ツ動議ガ出テ居リマス

○東尾平太郎君(二百八番) 二百八番ハ委員付託ニ贊成スル、斯ノ如き問題ハ、決シテ輕々ニヤルコトハ出來マセヌ、委員デ十分ニ調査シテ、オケナカッタラ、第十議會デ議スルモ可ナリト信ジマス

○高田早苗君(二百十番) 委員付託デモ、否決デモ差支ナイ、ドチラモ同シ事ニ爲ル、今委員ニ付託スレバ、今年ノ間ニ合ハナイ、否決シタカラト言シテ、來年出セナイコトハナイ、是ハ免ニ角黨派問題デモナシ、憲法ニ重大ノ關係ヲ持シテ居リマスカラ、委員付託ガ出テ居リマスルナラバ、私ハ委員付託說ニ贊成致シマス

○中村克昌君(百七十一番) 此案ハ委員付託ガ宜カラウト思ヒマス、會期モ隨分迫シテ居リマスカラ、時間ヲ期シテ付託シタイ、其時間ハ議長ニ任セテ置キマス

(「時間ヲ切ル必要ハナイ」聲起ル)

○工藤行幹君(百十番) 吾々ハ市島君ノ全廢說ニ贊成シテ居ル者デゴザイマス、是ハ甚ダ必要ナヤウナ事ヲ云フケレドモ、政府ハ一昨日引イタヤウナコトデアルナラバ……

○工藤行幹君(百十番) 全廢說ノ決ヲ採ラレンコトヲ希望シマス

(政府委員辦理公使水野遵君演壇ニ登ル)

○政府委員(水野遵君) 一言申シマス、委員付託ニ爲リマシテモ、政府ニ於テ其事ニ就イテハ苦情ハ申シマセヌガ、唯是ガ御調査ノタメニ、若モ此會期ヲ終シテシマヒマシテ、此法律ガ成立チマセヌト、臺灣ハドウ云フ有様ニ爲ルト云フコトニ就イテ御考慮ヲ願ヒタイデ、一言申シテ置キマス(此時發言スル者アリ)一寸發言中デゴザイマス――ソレデ斯ウ致シマスルト、若モ是ガ否決ナリ、或ハ委員調査ノタメニ、今日會期ガ過ギテシマヒマスルト、漸ク彈丸砲烟ノ痕跡ヲ絶タントシテ居リマスル處デ、著々行政事務ヲ運ンデ往キマスルニ就イテハ、隨分是ハ其緊急ニ發スベキ命令ガ澤山デゴザイマスル

(「憲法ノ緊急勅令デヤツタラ宣イ」聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 此委員說ト、議事日程變更ハ、二ツナガラ先決問題デアル

○河野廣中君(百五番) 私ハ委員說ハナラヌト議長ガ御述ニナリマシタ

員付託ニ爲リマシタナラバ、願ハクハ期限ヲ切シテ、本會期中ニハ貴族院ノ協賛ヲ得ルヤウニ願ヒマス、是ハ政府ヨリ切ニ願ヒマス

○議長(楠本正隆君) 此委員說ト、議事日程變更ハ、二ツナガラ先決問題デ

○河野廣中君(百五番) 私ハ委員說ハナラヌト議長ガ御述ニナリマシタカ、即チ據ナイカラ議事日程變更ノ動議ヲ出シマシタガ、取消シマス

○星亨君(八番) 議長、私ハ

○議長(楠本正隆君) 議長ガ一應御話ヲ致シテ然ル後ニ此ト――一寸御待ナ

サイ

○星亨君(八番) 待チマセヌ、私ハ委員付託ノ必要ガナイ、委員ニ付託シタ
ト云フテ、直キ今出シテ來ルナラバ委員付託ノ必要ガナイ、否決シテモ宣シ
イ、出シテ來ナイト云フナラ委員付託モ宣イ

〔「採決々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 諸君、一應御話シマスルガ、是ハ一應政府ノ要求ヲ議
場ハ容レタノデアル、然ル處唯今政府委員ハ委員付託ノ說が行レテモ差支ハ
ナイト云フコトデアル以上ハ、即チ委員付託說ハ決議ヲ採ラネバナラヌ譯ニ
ナル

○肥塚龍君(百七番) 委員付託ニ反対デアリマスカラ、反対致シマス

○議長(楠本正隆君) 草刈親明君ノ委員付託說ニ同意ノ諸君ハ起立
起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 多數、因テ該案ハ委員ニ付託スルコトニ決シマス
〔議長指名」ト呼フ者アリ「直ニ指名」ト呼フ者アリ「迅速ニ運ブヤウ
ニ」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ委員ハ議長指名ニ御異議ナシト認メマス、次ハ
日程ノ第二、會計検査院法中改正法律案、相變ラズ朗讀ヲ省キマス

第一 會計検査院法中改正法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

會計検査院法中改正法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十二年法律第十五號會計検査院法第二條中検査官補「二十四員」ヲ
「三十二員」ニ改ム

會計検査院法中改正法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)

○政府委員辨理公使水野遵君演壇ニ登ル
(政府委員辨理公使水野遵君演壇ニ登ル)

○政府委員(水野遵君) 會計検査院法第二條中、検査官補ノ數ヲ増シマス提
出案ノ理由ヲ簡單ニ申シマス、是ハ段々國庫ノ歲入歳出が増加致シマシテ、

検査院ノ事務が益々多端ニ爲リマシテ、法律ニ規定シテアルダケノ定員デハ、
到底事務ヲ十分運ブコトガ出來マセヌ、故ニ已ムコトヲ得ズ是ダケノ人員ヲ
増スコトヲ法律デ可定セラレシコトヲ希望致スノデゴザイマス、實際會計整
理上ニハ、ドウ致シマシテモ是ダケノ人ガイルヤウニナツテ居リマス、故ニ
速ニ御協贊アランコトヲ希望致シマス

〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○工藤行幹君(百十番) 私ハ一寸一應御尋ラスルノデスガ、此事ニ反対デハ
ナイガ、併シ政府ハコンナモノヲ忘レテ居ルノデスカ、是ハ當リ前デモット
早ク出シテ居レバ宜カラウノニ、此議會ノ今將ニ終ラントスルノニ、緊急事
件トシテ出シテ來ルト云フノハ忘レテ居ラタノデスカ

〔政府委員(水野遵君) モット早ク出テ居マシタガ、貴族院ノ方カラ決議ニ

○政府委員(水野遵君) モット早ク出テ居マシタガ、貴族院ノ方カラ決議ニ
衆議院議事速記録第四十七號 明治二十九年三月二十六日 會計検査院法中改正法律案(緊急事件)

爲テ参リマシテ、時間切迫致シマシタカラ、已ムヲ得ズ昨日緊急事件トシ
テ決議アランコトヲ希望致シマシタノデ……

○議長(楠本正隆君) 是ハ即チ讀會ヲ省略シテ要求ノ通ニ決議ヲ採リマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 該案ニ御異議アリマセカ——即チ御動議ナキヲ以テ
該案ノ確定ヲ報ジマスル、次ヘ日程ノ第三ニ移リマス

第三 會計検査官退官ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

會計検査官退官ニ關スル法律案(政府提出貴族院送付緊急事件)

〔「無用々々」ト呼フ者アリ〕

○政府委員辨理公使水野遵君演壇ニ登ル
(政府委員辨理公使水野遵君演壇ニ登ル)

衆議院議事速記録第四十七號 明治二十九年三月二十六日 會計検査院法中改正法律案(緊急事件)

○議長（楠本正隆君） 日本勸業銀行ノ方デアリマスナ

○東尾平太郎君（二百八番） 左様デス
○議長（楠本正隆君） 日程ノ第三、貴族院ヨリ送附ノ此議案ニハ御異議アリ

マセヌカ——是レ亦御動議ナキヲ以テ該案ノ確定ヲ報ジマスル

○星亨君（八番） 唯今ハ議事日程ノ第三デアリマスカ

○議長（楠本正隆君） 第三ハ唯今確定ヲ報ジマシタ

○星亨君（八番） 一寸私ハ緊急動議ヲ出シマス、此豫算——追加總豫算ノ子ト云フノガ來テ居リマスガ、唯今可決シマシタ會計検査院ノ事ニ關係シテ居ルノデ、去レバ此事ハ何デモナイ、小サナコトデゴザイマスカラシテ、若シ政府ニ於テハ委員會ニ掛ケズシテ、サウシテ直チニ議シテ貰ヒタイト云フコトヲ要求セラレタラバ、議場ニ於テハ豫算委員會ニ掛ケズシテ、直チニ之ヲ議スルコトモ出來ヤウト考ヘマスカラ、議事日程ヲ變更致シテ此豫算ノ事ニ議シ移リタイト考ヘマスカラ、議事日程變更ノ動議ヲ起スノデアル、ダイシタコトハナインデアリマスカラ

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長（楠本正隆君） 子ノ部豫算追加案ニ就イテ議スペキニ依テ議事日程變更ノ動議ガ星君ヨリ提出セラレマシタ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○星亨君（八番） 一應政府委員ニ御聽キヲ致シタイ、是ハ政府ハ緊急……

○政府委員（水野遵君） 政府ハ會期切迫ノ場合デゴザイマスルガ故ニ、二十八條ニ依リマシテ委員ニ付セズシテ速ニ調査アランコトヲ要求致シマス

○議長（楠本正隆君） 星亨君ノ日程變更ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、即チ日程ハ茲ニ變更セラレマシタ

（子）明治二十九年度歲入歲出總豫算追加

○星亨君（八番） 是ヨリ豫算委員長トシテ申シマスガ、本案ヲ見マスル所ガ既ニ唯今決シタ所ノ検査院ニ對スル或ハ俸給、廳費、旅費等デゴザイマス、是ハ僅ニ二万九千九十七圓八十錢——是ダケヲ大層削減シタ所ガ知レタコト、考ヘマスカラ、削減モ何ニモセズ、即チ水野君ヲ信用致シテ、總テ原案通ニ可決シタナラバ、宜カラウト思ヒマス、其代リ水野君ガヒドク飛シテモナイコトヲヤッタナラバ、ヒドク責メヤウト考ヘマスカラ、速ニ原案通可決アランユトヲ希望致シマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（楠本正隆君） 總豫算追加案子ノ部、——朗讀ヲ省イテ全部ヲ以テ議題ト爲シマスル

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○中野武營君（二百三十四番） 一寸質問ヲシタイ、本員ガ質問ヲシタイノハ大變經濟上ニ就イテ心配フシテ居ル問題アル、今回政府ガ軍事公債ヲ募ツタ結果ヲ聞ク所ニ據ルト、殆ド十分ノ一餘ニシテ、五分一ニ足ラナイ應募者ニアックト承ル、果シテ然ラバ此勸業銀行ヲ起シテサウシテ債券ヲドンク發行シテ、サウシテ募リマスル場合ニ當ツテ、此勸業銀行ノ方法ハ、御承知ノ通幾分カ投機的ノ意味ヲ含シテ居ル故、人情トシテ斯様ナ方ニハ傾キ易イモノデハアリマスルガ、之ニ相反シテ是カラ政府ハ軍事公債、事業公債、鐵道公債ノ如キ公債ヲ數多募ランケレバナラスト云フ次第デアル、此募リ方ヲ極ク宜シキ結果ヲ得マセヌト云フト、國庫ノ經濟ハ立タヌノデアル、然ルニ此勸業銀行ヲ起シテ、斯様ナ債券ヲ以テ募ルヤウナコトニ一方ヲシタナラバ、今日デアックテスラ此軍事公債ニハ、殆ド十分ノ一シカ應ジ人ガナイト云フ有様デアリマスガ、將來ソレ等ノ事ニ就イテ御懸念ハナインデゴザイマセウカ、

一ツ政府委員ノ御意見ヲ承リタイ
〔政府委員大藏書記官添田壽一君演壇ニ登ル〕
○政府委員（添田壽一君） 中野君ノ質問ニ御答ヲ致シマスルガ、中野君ガ能ク御承知デアラセラル、如ク、今度ノ例ヘバ軍事公債ノ思ハシク應募ノナカツト云フノハ大體市場ノ景況ト、其金利ト、其中込價格ト云フノニ大關係ヲ有シテ居ルノデゴザイマスカラ、若シ今日同一ナル經濟上ノ景況デゴザイマシテ、債券ヲ募ラナケレバナラスト云フ時機ガ參リマシタナラバ、或ハ債券ノ率ヲ上げ、或ハ割増金ノ歩合ヲ上げマスレバ、募リ得ラレナイト云フコトハナイ積デゴザイマス、又將來色ニ軍事公債其他我國ノ公債ノタメニ、市場カラ資金ガ幾ラカ吸上げラレマスルケレドモ、又御承知アラセラレマスル再ビ色ニナル事業費ノ費用ト爲リマシテ、民間ニ降ルモノデゴザイマス、然ラバ其降シテ往クモノノ債券デ吸込ムト云フ途ガ付キ得ラル、ノデゴザイマスカラ、別段他日此債券發行ニ大ニ困難感ズルコトハナカラウ、將來ノ經濟ハ餘程膨脹スベキモノデアルカラ、尙更斯ノ如キ債券ヲ發行シテ色ニ其降ル所ノ資金ヲ吸込シテ、之ヲ生産的ニ用ユルト云フコトガ、我國ノ經濟ノ將來ノ上ニ於テ必要デアラウト信ズルノデゴザイマス

○議長（楠本正隆君） 暫ク、是ニハマダ通告ガアリマスルガ、最早十二時二及ビマンタカラ、茲ニ休憩ヲ報ジマスル

午後一時十五分開議

午後零時一分休憩

○議長（楠本正隆君） 該豫算追加案ニ對シテハ何等ノ御動議ナキヲ以テ、該豫算案ハ確定ヲ報ジマス——次ハ日程ノ第四、日本勸業銀行法案

貴族院ヨリ左ノ通り通牒アリ
〔佐脇書記官朗讀〕

明治二十八年度歲入歲出總豫算追加案(辛)
明治二十九年度特別會計歲入歲出豫算追加案(丙)

明治二十九年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(甲)
豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

明治二十九年度特別會計歲入歲出豫算追加案(乙)
特別委員左ノ通り指名セリ

右可決
野口斐君ヨリ帝國臣民ニシテ朝鮮國ニ於テ非命ノ死ヲ遂ケタル者ニ關スル件ニ付質問書ヲ政府ニ提出セラレタリ

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案審査特別委員

工藤行幹君 高田早苗君 潤生仙君
重岡薰五郎君 廣瀬貞文君 佐藤里治君
草刈親明君 鈴木充美君 鳩山和夫君

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

帝國臣民ニシテ朝鮮國ニ於テ非命ノ死ヲ遂ケタル者ニ關スル質問書
一昨二十四日二十九年度追加豫算戊號ノ議事中議員田中正造カ去ル二月十
一日朝鮮國京城ニ於テ起リタル事變以來軍人以外ノ我カ帝國臣民ニシテ同
國ニ於テ非命ノ死ヲ遂ケタル者若干ト云ヘル質問ニ對シ政府委員原敬カ笑
ヲ含ミテ登壇シ明確ノ答辯ヲ缺キタル理由如何
右成規ニ依リ及質問候也

明治二十九年三月二十六日

質問者 野口
賛成者 齋藤良輔
外二十九名

第五 農工銀行法案(政府提出貴族院回付)
○議長(楠本正隆君) 石田貫之助君ニ申シマスガ、反對ノ通告ハナイガ、如
何デスカ

○議長(楠本正隆君) 石田貫之助君ニ申シマスガ、反對ノ通告ハゴザイマセヌ、贊成ナノデゴ
ザイマスカラ、反對ノ演説ガナケレバ止メマス
○議長(楠本正隆君) 然ラバ決ヲ採リマス、貴族院修正ノ部分ニ同意ヲ表ス
ルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○議長(楠本正隆君) 御異議ナキヲ以テ貴族院ノ修正ニ同意ヲ表スルコトニ
決シマス、次ハ日程ノ第五、農工銀行法案

議ゴザイマセヌカ

○議長(楠本正隆君) 是モ同様即決ヲ願ヒマス
○議長(楠本正隆君) 農工銀行法案モ亦貴族院ノ修正ニ同意スルコトニ御異
議ゴトニ決シマス、次ハ第六、靜岡縣下郡廢置法律案

第六 靜岡縣下郡廢置法律案(政府提出貴族院回付)
○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ナキヲ以テ貴族院ノ修正ニ同意ヲ表スル
コトニ決シマス、次ハ日程ノ第七、福島縣下郡廢置法律案

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 是レ亦貴族院ノ修正ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)
○議長(楠本正隆君) 御異議ナキヲ以テ是亦貴族院修正ニ同意ヲ表スルコトニ
決シマス、次ハ日程ノ第七、福島縣下郡廢置法律案

○議長(楠本正隆君) 是モ同様

第七 福島縣下郡廢置法律案(政府提出貴族院回付)
○恵松隆慶君(五十番) 是モ同様

○恵松隆慶君(五十番) 此案ニ就キマシテハ修正トカ、或ハ貴族院カラ回り
○恵松隆慶君(五十番) 請求ノ趣承知致シマシタ——休憩前引續ノ會ヲ開キマ
ス、議題ハ日本勸業銀行法案

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ナキヲ以テ貴族院ノ修正ニ同意ヲ表スルコトニ決シマス、次ハ日程ノ第八ニ移リマス

第八 岐阜縣下郡廢置及郡界變更法律案(政府提出貴族院回付)

○恵松隆慶君(五十番) 是モ同様

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 然ラバ是モ同意ヲ表スルコトニ決シマス、次ハ第九、明治二十六年度歲入歲出決算

第九 明治二十六年度歲入歲出決算

○恒松隆慶君(五十番) 是モ同様

○議長(楠本正隆君) 是ハ決算デ、昨年始テ議場ノ問題ト爲リマシタノガ其端ヲ開イタノデアル、其例ニ依ツテ決ヲ採リマス、全部ヲ議題ト爲シ、委員會ノ報告ニ就イテ決議ヲ採リマス、委員會ノ報告ニ認定ヲ與フルコトニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 別段御異議ナクバ委員會ノ報告ニ認定ヲ與フルコトニ決シマス、次ハ日程ノ第十、明治二十三年法律第百六號中改正法律案、第一讀會——中村彌六君

第十 明治二十三年法律第百六號中

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十三年法律第百六號中改正法律案

明治二十三年法律第百六號第五號「土地ノ官民有區分ノ查定ニ關スル事件」

○議長(楠本正隆君) 提出者ガ出席ガゴザイマセヌ、贊成者ノ齋藤良輔君ニ諮詢リマスガ、説明ガアリマスカ

○齋藤良輔君(二百九十九番) 贊成ハシテ居リマスガ、説明ノ事ハ中村君デナケレバドウモチト分リ兼ネルト思ヒマス

○議長(楠本正隆君) 然ラバ二讀會ヲ開クヤ否ヤニ就イテ決議ヲ採リマス、二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數ト認メマス、因テ該案ハ二讀會ヲ開クヘカラザルモノト決シマス、次ノ日程ノ第十一ノ議案ハ提出者ヨリ撤回ノ請求ガアリマス、御異議ナケレバ撤回ヲ許可スルコトニ致シマス

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

第十二 飯匙蛇毒醫學研究竝ニ該蛇懸賞捕獲ニ關スル建議案

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

飯匙蛇毒醫學研究竝ニ該蛇懸賞捕獲ニ關スル建議案

飯匙蛇毒醫學研究竝ニ該蛇懸賞捕獲ニ關スル建議案

沖繩諸島及大隅諸島ニ栖息スル飯匙蛇ノ慘毒ヲ人民ニ被ムラシムルハ世人ノ熟知スル所ナリ今ヤ文化ノ進運今日ノ如クニシテ帝國臣民中尙此ノ如キ慘禍ヲ被ムルモノアルハ國家ノ爲甚惜ム所ナリ故ニ該蛇毒ヲ研究シテ療法ヲ講スルト同時ニ懸賞捕獲ノ方法ヲ設ケ該蛇ヲ撲滅スルハ獨リ該地方人民ノ爲ノミナラス帝國ノ體面上急要ノ事タルヲ認ム政府ハ宜シク速力ニ右ニ對スル計畫ヲ建テ議會ノ協賛ヲ求メラレムコトヲ望ム茲ニ之ヲ建議ス

(大島信君演壇ニ登ル)

○大島信君(十三番) 諸君、私ハ唯今日程ニ上ボテ居ル所ノ建議案ヲ提出致シマシタモノデゴザイマスカラ、至極簡單ニ此提出致シテ理由ヲ説明ヲ致サウト思フ、此事ハ沖繩縣ヲ始メ大隅諸島ニ棲息致シテ居リマス所ノ彼ノ飯匙蛇ト唱ヘル毒蛇デゴザイマス、此毒蛇ノ毒ニ罹リマシテ、彼ノ地方ノ人民ガ悲慘ノ状況ニ陥リト云フコトハ能ク諸君モ御承知ノナイコト、思フ、是ハ斯ル悲慘ノ有様アゴザイマス、故ニ、之ヲ救フト云フコトハ一面カラ見マスルト國家ノ義務ニ屬シ、又一面カラ見ルト、國家ノ恩惠的ノ事デアルノデゴザイマス、ソレ故ニ一方ニ於キマシテ此毒ヲ、醫學上研究致シマシテ治療ノ方法ヲ發明スルコトハ、一方ニハ懸賞ヲ致シテ置キマシテ之ヲ捕獲驅除致シマスコトハ、今日極必要ノ急務デアラウト思ヒマス、其費用ノ如キハ極僅々タルコトデ出來得ル事ダ、此僅々タル費用ヲ支出致シマスルト云フト、即チ彼ノ地方ノ人民ノ生命ヲ救助スルト云フコトガ出來得ル事デゴザイマスカラ、之ニ對シテハ滿場ノ諸君ハ御反対モナイコト、存シマス故ニ、滿場一致デ可決セラレンコトヲ切ニ希望致シマス

(贊成々々ノ聲起ル)

○新井毫君(四十八番) 是ハ提出者ノ言ハレタ通、該地方ニ取シテ必要ノ事デゴザイマスカラ、即決アランコトヲ希望致シマス

○議長(楠本正隆君) 該建議案ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 御異議ナキヲ以テ該建議案ノ確定ヲ報シマス、次ハ日程ノ第十三、米原敦賀間鐵道柳ヶ瀬隧道改修及水害補助ニ關スル建議案、——小畠岩次郎君

第十三 米原敦賀間鐵道柳ヶ瀬隧道改修及水害補助ニ關スル建議案

〔左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕

米原敦賀間鐵道柳ヶ瀬隧道改修及水害補助ニ關スル建議案
米原敦賀間鐵道線路中柳ヶ瀬隧道ハ近江國伊香郡柳ヶ瀬ヨリ越前國敦賀郡刀根ニ傾斜貫通シタル全國最長ノ隧道ニシテ開鑿ノ當時其ノ南口柳ヶ瀬ノ水源ナル椿井坂川ノ水勢ニ當ルヲ以テ洪水ノ節近江國へ流ルヘキモノ該隧道ヲ經過シ越前國へ流レムコトヲ恐レ右工事ニ對シ刀根地方人民ヨリ屢々訴ヘシモ其ノ設計充分ナラス終ニ昨二十八年七月月中ノ洪水ニ際シ椿井坂川ノ暴雨該隧道ヲ貫通激流シ爲メニ刀根地方一圓ハ田畠ヲ荒廢シ人家ヲ流失スル等古來未嘗有ノ災害ヲ被ムニ至ラシメタリ是レ卽チ天然滋賀縣ニ流ルヘキ洪水ヲ隧道開鑿シ所謂人爲ヲ以テ福井縣へ流出セシメタルモノニレテ默許シ置ク能ハサルモノナリ依テ政府ハ該隧道ノ南口ヲ延長シ椿井坂川ノ水勢ヲ避ケシムル等之カ改修ノ設計ヲ爲シ將來右等水害ノ憂ナキニ注意シ尙刀根地方人民ニ對シ被害ノ事實ヲ調査シ其ノ賠償ナル相當ノ補助金ヲ下付セラレンコトヲ望ム

右建議候也

〔小畑岩次郎君演壇ニ登ル〕

○小畑岩次郎君(二百三十六番) 本案ハ私共ノ提出シタモノノデゴザイマスガ、今日ノ貴重ナル議會ニ於テ説明ヲスルハ甚ダ不都合ト思ヒマスケレドモ既ニ反対ノ通告モアリマシタ以上ハ一應説明ヲシテ置カネバナラヌコトデゴザイマスカラ、簡單ニ述ベマス、此建議案ハ、此建議案ノ趣意ヲ以テ過日來人民カラ請願書ヲ請願委員ノ方ニ提出ニ爲シテゴザイマス、然ル所其請願書中ニハ聊カ不都合ノ廉ガゴザイマシタカラ、政府ニ参考トシテ回スト云フコトニ爲シテアリマスガ、元ト此趣意ハ非常ニ洪水ガアツタ時分ニ於テ損害ヲ受ケルコトデアルト云フモノデゴザイマスカラ、一日モ捨置クコトノ出來ヌモノデゴザイマスカラ、私共本會ニ建議案トシテ提出シタイト云フコトヲ請願委員諸君ニ御話ヲシタ所ガ、如何ニモ事情尤ノ事デアルシ、且ツ又建議シテ然ルベキモノト吾々多數モ思ヒマスカラ、建議案ヲ出シマシタナラバ請願委員ノ吾々モ同意シテヤルト云フコトデ、茲ニ請願委員諸君ガ許多贊成ニ爲リマシタ、其趣意ハ此建議ノ趣意ハ近江ノ國ト越前ノ國トノ界ニ刀根坂ト云ヒマシテ、誠ニ大キナ國境ノ山ガゴザイマス、此山ガ米原、敦賀ノ鐵道工事ヲ開クトキ隧道ヲ造リマシタ、此隧道ハ今日ニ於テ全國一番長イ隧道ニ爲シテ居リマス、然ル處此越前ノ方ニ所謂——近江ノ國ハ高ウゴザイマステ、越前ノ國ハ地位ガ低ウゴザイマスカラ、其隧道ノ勾配ハ百尺餘ニ爲シテ居リマス、然ル處其工事ノ當時、其近江ノ方ニ流レル椿井坂川ト云フ川ガ隧道ノ口ニ當シテ居リマスカラ、非常洪水ノ節、隧道ヲ潛シテ越前ノ方ニ古來流レザル水ガ流レルコトニナラヌカ知ラヌ故ニ、工事ニ注意ヲシテ貰ヒタ

ト云フコトヲ政府ニ屢々言フタ事モゴザイマス、工事ハ聊カ注意ハ出來タデゴザイマセウガ、其工事ノ十分ニアリマセナシダカ、昨年ノ洪水ニ於キマシテハ、其隧道ヲ水ガ通りマシテ近江國ニ流レベキ——天然流レベキ水ガ、隧道ノ中ヲ潛シテ越前國へ流レタコトニ爲シタ、今申上ゲルヤウニ長イ隧道ガ百尺ト云フ本人ハ承知シテ居リマスガ——カラノ勾配ノアル處ニ流出シタモノデゴザイマスカラ、其水勢ハ誠ニセドイ水勢デ、隧道ノ中ニ在リマス所ノ軌道ノ如キハ、殆ド輪ノ如クニ曲シテ流レ、或ハ二尺以上ノ角ニ爲シテアル所ノ花崗石ハ角ガマルマツテ流レテ出ル、而シテ其水ガ此刀根村ト云フ村ノ上ヘ流レマスカラ、其村ニ在ル所ノ田水ハ皆田畠ハ皆荒廢シマス、或ハ人モ流失スルト云フヤウナ有様ニ爲リマシタ、此水ノ流レマシタノハ、全ク昔カラ流レベキデナイ處ノ隧道ノタメニ流レタヤウナ仕合セデゴザイマスカラ、此洪水ノタメニ傷ンダ敦賀郡ノ損害ハ非常デゴザイマスガ、獨リ隧道カラ流レル水ノミデハゴザイマセヌケレドモ、兔ニ角天然流レベキデナインガ、申上グルヤウニ隧道ノ中ヲ非常ニ流シテ來タノデゴザイマスカラ、ドウカ將來ニ於キマシテモ、此日本海ニ流レル水ト、南海ニ流レル水ト、立派ナ國境ノ山ガアリマシテ、一滴ノ水ト雖モ能ク兩方ニ分シテ居ルモノヲ、此隧道ヲ築イタタメニ斯ル事ニ爲リマスカラ、何トカ隧道ヲ延長スルナリ、延長スルガ不都合ナラバ、當局者ニ於テ如何デモ手ヲ盡シテ、斯ル不都合ノナイヤウニセラレンコトヲ望ミマス、而シテ此隧道ノタメニ人家或ハ此土地ノ田畠ト云フモノハ溪間ヒニ爲リマシテ、誠ニ限リアル田畠デアリマスガ、其村ノ田畠、或ハ人家ノ屋敷内ハ殆ド川ノ如ク爲シタノデ、此田畠ヲ舊ニ復スルハ容易デゴザイマセヌケレドモ、是モ亦隧道ノ水ノミデモゴザイマスマイ、併シ人家ヲ害スルガ如キ非常ノ損害ノアル廉ハ、政府ニ於テ能ク調査ラシテ、是ハ如何ニモ幾ラカ補助金ヲヤツテ宜カラウト云フ調査ノ結果デアリマスナラバ、補助金ヲ下グラレルヤウニ致シタイ、是モ本員ノ考デハ差シタルモノデハゴザイマセヌシ、又調査ノ上、下付スルニ及バストナレバソレニモシテセラレンコトヲ希望スル、斯ウ云フノデゴザイマスガ、是ニ近江國即チ脇阪君ヤ谷澤君ハ極反対ト云フコトヲ聞イテ居リマスガ、是ハ如何ニモ近江ノ方ニ流レル水ガ、一滴ト雖モ越前ノ方ニ流レルコトニ爲レバ宜イニ達ヒナシ、宜イニ達ヒナイケレドモ、古來近江ノ方ニ流レル水ハ近江ガ受ケテ居リ、越前ニ流レルモノハ越前ニ流レテ居ル、此天然ノ水勢ト云フモノハ定マッテアル、スル所ヲ隧道ヲ設ケテ人爲ノタメニ斯ル害ヲ及ボスノデアリマスカラ、出來ルダケノ事ハ手ヲ盡シテ防グヤウニスルノガ國家ノ義務ト私ハ思ヒマス、故ニ私ハ政府ノ義務トシテ調査シテ貰ヒタイト云フノ趣意デゴザイマスカラ、御賛成アランコトヲ希望致シマス

○脇阪行三君(四十二番) 一寸質問致シマスガ、此建議案ノ文章ノ中ニ「所謂人ヲ以テ云ケ」サウスルト昨年ノ大洪水ノゴザイマシタ際ニ、此柳ヶ瀬

○所謂今御述ニナリマシタ隧道、其隧道ノ方ニ向ッテ何カ人ノ業デ以テ水ヲヤフタト云フヤウニ文章ガ讀メマスルガ、是ハ提出者ノ御趣意ハサウ云フ御趣意デハナクシテ、鐵道ヲ造ツテ隧道ヲ排ヘタガタメニ、人爲ト云フノデゴザイマスカ、又或ハ昨年洪水ノ際ニ、人爲デ福井縣ノ方ヘ水ヲヤフタト云フコトデアリマスカ、此事ニ就イテハ本員杯モ十分ニ調査ヲシテ置ク事モゴザイマス、此人爲ト云フノハドウ云フ人爲デアルカ、其邊ヲ承リタイ

○小畠岩次郎君(二百三十六番) 斯ウ云フノデゴザイマス、申上グタ通刀根ト云フ所カラ柳ヶ瀬ニ越エル山ハ實ニ高イ大キナ山デアリマス、其山ノ絶頂カラコチラニ流レルモノハ近江ノ湖水ニ落チル、或ハ下ニ落ツルモノハ日本海ニ落チル、斯ウ天然ノ區域ガ立ツテアル、スルモノヲ今申上ゲルヤウニ殆ド一里ニモ近イト云フヤウナ隧道ヲ其真中ヲ引イテ、サウシテ近江ノ方ニ流レル水ガ、其隧道カラ潛ツテ越前ニ流レルト云フヤウニ爲シタ、ソレハ所謂人爲ヲ以テ隧道ヲ造ツタガタメニ日本海ニ流レルヤウニナル、是ハ甚ダ不都合デアル、即チ人爲ト云フノハ其意味デゴザイマス

○大原重右衛門君(百五十九番) 私モ提出者ニ一寸御尋致シタイデスガ、本案ノ精神ニ依シテ見マスルト、一ハ將來斯ノ如キ水害ヲ再ビセザラシメンガタメニ、隧道ノ南口ヲ延長シ、是等ノ設計ヲ以テ將來ノ水害ノ憂ノナイコトヲ希望スルト云フノ一ノ點ト、又一ニハ既ニ水害ニ罹タル處ノ地方人民ニ對シテハ、相當ノ補助金ヲ下付シタイ——下付セラル、ヤウニシタイ、斯ウ云フ二ツノ要點ニ考ヘラレマスルガ、果シテサウデゴザイマスルカ

○小畠岩次郎君(二百三十六番) 遂ベマセウ、今言ヒマシタ如ク、隧道ノ南口ヲ延長スルト云フコトヲ茲ニ書イテアリマスガ「南口ヲ延長シ椿井阪川ノ水勢ヲ避ケシムル等之ガ改修ノ設計」トアリマスガ、所謂隧道ノ南口ヲ必ず延長セヨト云フ意味デハナイ、ソレハ當局者ガ能ク調査シテ延長セズトモ、他ニ此水ヲ避ケシメル法ガアレバ、然ルベク爲サルガ宜イ、免ニ角之ヲ避ケシムルト云フノ趣意デ、南口ヲ延長スルト云フノハ、本員ノ思フノニ南ノ口ヲモウ少シ隧道ヲ長ウシタナラバ、上カラ流レル水ハ隧道ノ上ヲ越エテ近江ノ方ニ流レル、再ビ後戻リスルコトハ出來ナイカラト云フ考デ斯ウ書イタ、ソレハ當局者ガ此建議案ヲ用ヒラレテ十分調査ノ上、所謂技術官ガ設計ノ上ニアルコトデ、サウ深ク南口ヲ延長スルト云フ意味ヲ以テ言フノデハアリマセス

○大原重右衛門君(百五十九番) ソレハ分リマシタ、賠償ト云フ點ハ○小畠岩次郎君(二百三十六番) 此賠償ト云フノモ、先刻申シマシタ通福井縣ニハ諸君モ御承知ノ通、本年ノ水害ハ非常デゴザイマシテ、國庫カラ補助金モ受ケマシタ、然ル所此補助金ハ皆道路堤防等ニ使用シマシテ、一個人ガ此隧道等カラ、ズンヽ出マス水ノタメニ、家ヲ流シ、庫ヲ流シ、田畠ヲ流シタリシタモノヲ、元トノ通リスルコトノ出來ナイト云フモノハ、些々タルモノデハゴザイマスルケレドモ、其一地方ニ對シテハ實ニ重大ナ事デアル、

○議長(楠本正隆君) 要件ノ質問ダケヲ……

○大原重右衛門君(百五十九番) 質問デハナイ、因テモウ少シ十分調査ヲシテ

○議長(楠本正隆君) 質問デナケレバ通告ガゴザイマス

○大原重右衛門君(百五十九番) 共事ヲ本會ガ建議スルニ當ツテハ十分ニ取調ベナケレバナラスト思ヒマス、即チ委員付託ヲ主張スルノデアリマス

○重野謙次郎君(二百三十九番) 先決動議ガアリマス、私モ此案ニ賛成ノ署名ニ爲シテ居リマスガ、之ヲ見マスルト未文ニ妙ナ事ガアツテ「地方人民ニ對シ被害ノ事實ヲ調査シ其ノ賠償ナル相當ノ補助金ヲ下付セラレシコトヲ望ム」トスウアル、到底是ハ委員ニ付託シテ調査シナケレバムヅカシイコト、考ヘマスカラ、何レ賛成反対ノ演説モアリマセウケレドモ、却テ時間ヲ費スコト、思ヒマスカラ、是ハ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス

○議長(楠本正隆君) 「賛成々々」ト呼フ者アリ又「委員ハ議長ノ指名」ト呼フ者アリ「賛成贊成」ノ聲起ル

○議長(楠本正隆君) 重野謙次郎君ノ委員付託ノ動議、同意ノ諸君ハ起立多數

(委員ハ指名)ト呼フ者アリ

○議長(楠本正隆君) 因テ該案ハ議長指名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマス、次ハ日程ノ第十四、鐵道建築規定ニ關スル建議案——福田久松君

第十四 鐵道建築規定ニ關スル建議案(福田久松君
外一名提出)

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

鐵道建築規定ニ關スル建議

我國ノ鐵道軌條幅員ニ四呎八寸半ヲ採用スヘキコトハ輿議既ニ決セルモノノ如シ特ニ軍事上鐵道利用ニ關シテハ最モ其改築ヲ催スモノアリ然トモ之カ改築ニ著手スルニハ其調査尙數月ヲ要ス故ニ政府ハ先ツ其準備トシテ現時ノ鐵道建築規定ヲ改正シ自今敷設スヘキモノハ勿論且下著中ノモノト雖トモ之ニ達由セシメ將來廣軌鐵道ニ改良スルノ容易ナラシメンコトヲ右建議候也

○福田久松君(八十四番) 一寸伺ヒマスガ、ドナタカ反対ガアリマスカ

○議長(楠本正隆君) 反対ノ通告ハゴザイマセヌ

○福田久松君(八十四番) ワレデハ極簡略ニ是ヨリ申上ゲマス、本案ハ一體シテ居ル、實ハアレニ籠ヲテ居クテモ宜シイ案デゴザイマス、然ルニ之ヲ此

昨日満場一致ヲ以テ議決セラレタル所ノ廣軌鐵道ニ關スル建議案ト殆ド附帶處ニ出スト云フモノハ、私共ハ鐵道ヲ廣軌ニスル、即チ四呎八寸半ノ軌道幅ヲ用ヒテ捨ヘルト云フ希望デゴザイマスガ、今ノ鐵道局ニ在ル所ノ總テノ規定ニ依リマスルト云フト、隧道ナリ橋ナリニ四尺八寸半デ見積ラウト云フ時ニ爲ルト、不十分デゴザイマス、實際隧道ナリ橋ナリ多少直サナケレバナリマセヌ、然ルニ昨日ノ建議案ヲ出シマシテモ、政府ガ之ヲ採用スルマデニ至ルニハ、採用スルト假定メテ餘程時日ガ掛カラウト思ヒマス、時日ガ掛ル間ニハ、今日着手シテ居ル鐵道ハズンヽト運ンデ参リマス、ソレ故ニ先づ以テ此鐵道ヲ改良スルノ準備トシテ、此鐵道ニ關スル遞信省ノ規定ヲ改正シテ、萬一若シ鐵道ヲ廣軌ニシテモ差支ノナイダケノ規定ヲ今日早速改正シテ貰ヒタイト云フ希望ニ過ギマセヌノデゴザイマス、委シク申上ゲタウゴザイマスガ、反対ガゴザイマセスカラ、是ダケ申上ゲテ置キマス

○市島謙吉君(二百二番) 私モ提出者ノ一人デゴザイマスガ、間違ガアリマスカラ訂正ヲ致シマス、一番終ノ「勿論目下」ト云フ下ニ、分ラナイ字ガニツゴザイマス、是ハ「著手中」ノ誤デゴザイマス

○議長(楠本正隆君) 該案ノ決議ヲ採リマス

(「委員付託」ト呼フ者アリ又「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 該案ニハ委員付託ト云フハドナタデスカ

○長谷川龜一郎君(二百四十九番) 委員付託

○議長(楠本正隆君) 番員付託ノ動議ニ賛成ガアリマス、決議ヲ採リマス、

右動議ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數、因テ委員付託說ハ否決サレマシタ、——該案ニハ別ニ御異議アリマセヌカ、——御異議ナキヲ以テ即チ該案ノ確定ヲ報シマス、次ハ第十五、戰地病死者遺族扶助ニ關スル建議案

第十五 戰地病死者遺族扶助ニ關スル建議案(高木正年君外四名提出)

(左ノ建議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

戰地病死者遺族扶助ニ關スル建議案

日清ノ役死以テ邦國ニ盡シタルモノ特リ戰死者ヲ以テ稱スヘカラス苦節酷寒ニ堪ヘ暴露炎熱ヲ冒シ不歸ノ鬼トナル其ノ勇其ノ忠何ソ戰死者ト相ヒ擇ハム政府ハ宜ク是等ノ遺族ニ對シ相當ノ扶助法ヲ講セムコトヲ望ム茲ニ建

議ス

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ「賛成々々」ノ聲起ル)

○議長(楠本正隆君) 日程ニ「戰死」トアルガ「戰地」ノ誤ナルコトヲ正誤致シマス——該案ニハ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 別段御異議ナキヲ以テ即チ該案ノ確定ヲ報ジマス、次ハ日程ノ第十六……

○小室重弘君(八十八番) 私ハ茲ニ一ツノ動議ヲ出シマスガ、第十六ヨリ第二十七迄ハ總テ請願ニ關スル案件デゴザイマス、之ヲ一々長タラシク報告ヲシテ贊否ヲ決スルト云フコトハ隨分面倒ダラウト思ヒマス、故ニ若シ請願委員會ノ調査ヲ諸君ガ御信用ニ相成リマスルナラバ、之ヲ一括シテ議題ニ供セラレンコトヲ希望致シマス

(「賛成々々」ト呼フ者アリ)

○朝倉親爲君(五十四番) 日程第二十三、豐後國日田郡管轄替ノ請願ニ就イテハ少シ意見ガアリマスカラ、其處ダケハ御注意ヲ願ヒタイデアリマス

○議長(楠本正隆君) 小室君ノ動議ニハ多數ノ贊成ガアリマスガ、此第二十三ニ至テ反対ノ通告ガアリマス、因テ是ダケハ別ニシタ方ガ宜シカラウト思ヒマス

○小室重弘君(八十八番) ワレダケハ除イテ下サイ

○田中正造君(一百九十番) 小室重弘君ノ何ニハ大分贊成ガアッタヤウデゴザイマスガ、ドウ云フノデスカ能ク聽エマセヌガ

○議長(楠本正隆君) 此日程ノ第十六ヨリ第二十七マデヲ議題ニ供シ……

○議長(楠本正隆君) 第二十七迄ヲ一括シテ議題ト爲シ、其中ノ第二十二ハ反対ガアリマスカラ、是ハ取除ケテ置クト云フ動議デアリマス

○田中正造君(二百九十四番) ソレハ變更スルモ宜シウゴザイマセウケレドモ、私ハサウ云フコトハ惡ルイト思フ、併ナガラモウ多數ガ宜イト云フノデゴザイマスカラ私ノ意見ヲ述ベテ置キマス、是ハ善クナイ、矢張一ツヅ、ヤッテ往クヤウニシナケレバイケナイ

○吉本榮吉君(八十二番) 田中君ハ惡ルイト言ハレマスガ、私モ請願委員ノ一人デアリマスガ、十分ニ能ク調べテ諸君等ガ信用ヲ置カレテモ聊カ差支ナイノデアリマス、小室君ノ言ハレタ通賛成デアリマス

○波多野傳三郎君(二百七十三番) 強テ異論ハゴザイマセスガ、私ガ信用ヲ措キ能ハヌト云フモノハ、確ニ此日程ノ二十七ニ於テ請願委員ガ如何ニモ粗漏千万ナ事ヲ爲サツテ居ルコトヲ知ツテ居リマス、ソレ故ニ矢張一々御採決ニナルコトガ相當ト思ヒマス、サウシテ一十七ニ至リマスレバ、其粗漏千万ナ事がアルト私ノ認メル所以ヲ述ベマス

〔採決々々ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 諸君へ採決前ニ議長ハ御協議ヲ致サンナラヌ事ガアリマス、此日程ノ第十六デアリマス、是ハ三月ノ十八日……

○田中正造君(二百九十五番) 斯様ナ先例ガアリマスカ、此日程ヲ合併スル先例ガアリマスカ、議長ハ之ヲ御取扱ニナルノガ分ラナイ、日程ヲ合併スルコトハ未ダ例ガナインデアル、實ニ亂暴狼籍ナ仕方デアル、議會ニ於テ日程ヲ合併シテ之ヲ議スルコトハ今マデ先例ガナインデアル

○議長(楠本正隆君) 田中君——田中君

○田中正造君(二百九十六番) 實ニ亂暴狼籍ナリト言ハナケレバナラヌ、所謂議會ヲ與メルノデアル、自ラ與メテ而シテ役人之ヲ與ム、如何ニ便利ト雖モ

斯様ナ事ガ是マテノ例ニ在リマスカ
○議長(楠本正隆君) 田中君——田中君、マダ田中君ノ論ズルガ如キ結果ヲマダ見マセヌ、未ダ一括シテ議題トスルコトハ未決ノ問題デアル、ソレハ議論が早過ギマス

〔十六ガドウシタノデスト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 此十六、十七ノ日程デアルガ、三月十八日第七ノ日程ニ於テ商法改正法律案ガ否決ニ屬シマシタ、此二ツノ請願ハ稍々是ニ類似シテ居ルヤウニ感ジマスガ、別ニ御異議ガアリマセヌカ

〔否決々々ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 同趣意ノ法律案ガ否決ニナツテ居ル以上ハ此請願ハ院議ニ付スルノ必要ナシト思ヒマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 第十七ノ請願モ既ニ目下委員ノ調査中ニ掛ル重要輸出品同業組合法案ノ中ニ存シテ居リマスガ、是モ一ツ御協議致シマス

○谷澤龍藏君(百六十二番) 是ハ矢張前ノト同一ノコトニ爲リマスカラ、此二件ダケハ削除シテ置イタ方ガ宜カラウ思ヒマス

○佐藤昌藏君(二百十二番) 此日程ノ第十八デゴザイマス、請願委員特別報告ノ第十號、府縣境界變更ニ關スル請願デゴザイマスガ、是ハ兵庫縣川邊郡東谷村非分離ノ請願デゴザイマス、是ハ既ニ本院ニ於テ請願ノ通議決ニ爲リマシタ事件デゴザイマスカラ、更ニ御審議ヲ要スルコトハナイト存シマス、因テ撤回致シマス、尙一ツ正誤ヲ致シタク存シマス、日程ノ第二十四ニ掲ゲテアリマスル復祿ノ請願ノ件デゴザイマスガ、即チ請願委員特別報告第十六號此中ニ誤謬ガゴザイマスル、即チ末項ハ上ニゴザイマスル第五百四十號、福井縣足羽郡云々ト云フハ誤謬デゴザイマス、即チ第四十七號、兵庫縣鰐東郡四鄉村士族農管原勝次外二百名呈出復祿ノ請願ト云フノデアリマスカラ、諸君ドウカ御訂正ヲ願ヒマス

○議長(楠本正隆君) ソレデハモウ一ツ質シマスガ、日程ノ第十六ハ三月十八日ニ否決シタルモノ、十七ハ目下委員ノ調査中ナル同業組合法案ニ同趣意ナルモノ、而シテ第十八ハ委員長ヨリ撤回ノ請求ガアルモノ、皆此三案ハ會議スルノ必要ナキモノト決シテ宜シウゴザイマスカ
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 然ラバ其通決シマス、サスレバ第十九ヨリ第二十二迄、第二十三ハ反對説ガアリマス、第二十一迄ヲ一括ニシテ議スベシト云フ動議右ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 多數

○議長(楠本正隆君) 大多數、是ニ於テ第十九ヨリ第二十二マデヲ合セテ議題ト爲シマス

第十九 復族祿ニ關スル請願五十三件(特別報告)

(請願委員)

第二十 私立尋常中學校ニ關スル請願(特別報告)

(請願委員)

第二十一 民勢調查施行ノ請願(特別報告第十三號)

(請願委員)

第二十二 復祿ニ關スル請願六十九件(特別報告第十四號)

(請願委員)

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(楠本正隆君) 此第十九ヨリ第二十二マデノ四案ニハ御異議アリマセヌカ——御異議ナシト認メマス、因テ總テ採擇スペキモノト決シマス、次ハ

第二十三ノ請願ニ移リマス

第二十三 豊後國日田郡管轄替ノ請願(特別報告第十五號)

(請願委員)

○小室重弘君(八十八番) 是カラ私ガ報告シテ置キマスガ、此請願ハ大分縣

豊後國日田郡豆田町人民何某外二百數十名ノ連署デ出テ居リマス、此意見書ニ書イテアリマス通り、此郡ト云フモノハ一見福岡縣ニ屬スルヲ以テ最モ其

地方ノ便利デアルト云フコトハ當然ノ事デ、唯縣廳ガ少シ困ルトカ云フコト

デアラウト思ヒマス、詳シク審査シタ處ガ、此請願ノ通ニ相違ナイノデ、即チ採擇スペキモノナリト決シマシタ

○毛利莫君(二百八十九番) 此日田郡ノ管轄替ノ請願ハ一寸見マスルト理由ノアルヤウニ見エマスガ、決シテサウデハナイ、一寸其重ナルニ三點ヲ申シマスレバ、日田郡ハ二箇町十七村ノ郡デ、其郡ノ南ノ方ハ熊本縣ニ近ウゴザイマシテ、一寸其方ニ組替ヘマシテ便利ト思ハレルノデアリマス、北ノ方ハ大分縣下毛郡ノ中津ニ近ウゴザイマシテ、其方ニ何デモ親密ニ交際ヲ致シテ居リマス、殊ニ中津ノ方ニハ既ニ先年車道ガ通ジマシテ、其方ニ始終往來ヲ致シテ居リマス、殊ニ福岡縣ノ方ニハマダ車道モ出來テ居リマセヌ、人情、風俗、言語杯ニ至リマシテ、皆大分縣ノ方ノ風俗ト同ジヤウデアリマス、而シテ此郡丈ハ悉ク福岡ノ方ノ風俗ニ違フト云フ譯デハゴザイマセヌ、殊ニ又此願人ハ二箇町十七箇村ノ郡デアリマスルニ、僅ニ豆田町ノ一部ノ者ノ願デゴザイマシテ、決シテ其全郡舉ゲテ其希望ガアルト云フ譯デモゴザイマセヌ、ソレデ是ハ何カ其頃一寸思ヒマシテ此願ヲ出シタ事情ノアルモノト見エマスル、決シテ此全部ノモノデゴザイマセヌ、テ、容易ニ之ヲ採上げマシテ、管轄替ヲ致シテハ、大層ナ害ガ起ルモノト見エマスルデ、ドウカ是ハ否決スルコトニ致シタイト存ジマス

○多田作兵衛君(二百二十五番) 此請願ノ紹介議員ガ、唯今特別會ヲ開席ニナッテ居リマスカラ、已ムヲ得ズ本員ヨリ述べマス、唯今毛利君ヨリ反對ノ御意見ガ出マシタガ、是ハ大變ナ大間違デゴザイマス、此郡ノ地形ト云フモノハ、山ノ中ニ一郡ヲ成シテ居ル所デ、筑後川ト云フ川ガ是ヨリ流出シマシテ、交通ノ便ト云フモノハ悉ク福岡ニ通ズルノデゴザイマス、又近來福岡ニ至ル鐵道モ出來ルコトニ爲シテ居リマス、サウ致シマスルト、此地方ノ人民ト云フモノハ、俄ニ此希望ヲ抱イタモノデハアリマセヌ、數年以前ヨリ其筋ニ度々願ツタコトガゴザイマス、大分縣廳マデ山越シニ二十里、ゴザイマス、所ガ福岡縣廳ニハ十六里デ、是ニ又鐵道ノ便、川ノ便利ガアル、此土地ノ物産ハ悉ク福岡ニ向シテ出ルト言ツテモ可ナル處デ、今仰シヤツ毛利君ハ、大分縣廳ガ云々ト申サレマシタガ、縣廳ハ地方ノ經濟上カラ、何カ不同意ト云フコトデアリマセウト思フ、是ハドウカ願ノ通ニ……

○朝倉親爲君(五十四番) 今毛利君ノ議論モ、福岡縣ノ多田君ノ御論モ、ドヲモ己ノ田ヘ水ヲ引ク議論デゴザイマスガ、成程福岡ニスルノガ便利ニ近イノデアリマス、併ナガラ此ハ全ク縣會ヲ昨冬佐賀縣道、即チ大分縣會ハ延期ヲ致シマシタタメニ、日田郡ト大分縣ノ人民ガ激昂シテ願ヲ出スヤウニナリマシタメニ、臨時會ヲ開キマシテ其道ヲ擇ヘマスルコトニ爲リマシタ、サウスルト人民ノ心ハ落付イテ居ル譯デアリマス、ドウカ此事ハ……

○江島久米雄君(二百四十三番) 本員ハ一應多田君ノ述べラレタ事ニ就イテ、大變勢力ヲ得サウデゴザイマスカラ、間違テ居リマスデ、此事ヲ一言シテ置キマス、多田君ハサツキ日田郡ハ久留米ノ方ニ往ク鐵道ノ計畫ガアル、

鐵道ノ便ニ依リテ云々ト云フコトヲ申サレマシタガ、是ハ將來出來ヤウト云フコトノ想像アル、成ル程其想像ヲ以テシマシタナレバ、日田ヨリ久留米ニ來ルト云フ希望ハ致シテ居リマセウ、是ト同時ニ矢張大分ニ出ル所ノ鐵道モ、矢張今日計畫シテ居リマス、若シ果シテ福岡ニ鐵道ガ出來ルトシマスレバ、日田ヨリ大分縣廳ニ通ズル鐵道モ矢張同時ニ出來ルノデマリマス、果シテ鐵道ガ出來ルトシマスレバ、毛利君ノ述ベラレマシタ通ニシタイ、此請願ト云フモノハ唯縣會ノ決議ニ依リテ、唯日田郡豆田町地方ノ人民ガ、唯一時ノ感情ヨリシテ出タル所ノ請願デゴザイマス、決シテ是ハ日田郡全體ノ意嚮デハナリ、飛シテモナイ間違デゴザイマス、故ニ此事ニ就イテハ十分ニ調查ヲ要シマスル故ニ、委員付託ヲ致シタイ

○議長(楠本正隆君) 諸君ヘ一應御協議シテ置キマスガ、委員付託ト云フコトガ出マスルケレドモ、是ハ請願委員ガ決定ヲシテ報告シタモノデアル、特別ノ理由ガナクテハ委員付託説ハ提出スルコトハ出來マセヌ決議ヲ採リマス○吉本榮吉君(八十二番) 此請願ニ就キマシテハ、毛利君、及多田君ノ種々ナル御議論モゴザイマスケレドモ、敢テ是等ハ一人トモドチラトモ言ヘマセヌ、吾々ハ請願人ノ趣意ガ尤至極ナモノト決シマシタ譯デアリマスカラ……○議長(楠本正隆君) 決議ヲ採リマス、日程二十二ノ豐後國日田郡管轄替ノ請願、右ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(楠本正隆君) 少數ト認メマスル、因テ該請願ハ採擇スペカラザルモノト決シマス、諸君、報告ノ件ガアリマスル

(佐脇書記官朗讀)

小室重弘君外一名提出ニ係ル土木監督署不法ノ所爲ニ關スル質問ニ對シ芳川内務大臣ヨリ答辯アリ

衆議院議員小室重弘君外一名提出土木監督署不法ノ所爲ニ關スル質問ニ

對シ内務大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治二十九年三月二十五日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長伯爵黒田清隆

衆議院議長楠本正隆殿

衆議院議員小室重弘君外一名提出土木監督署不法ノ所爲ニ關スル質問ニ

對シ別紙答辯書差進候也

明治二十九年三月二十五日

内務大臣芳川顯正

衆議院議長楠本正隆殿

衆議院議員小室重弘君外一名提出土木監督署不法ノ所爲ニ關スル質問ニ

對シ別紙答辯書差進候也

明治二十九年三月二十五日

内務大臣芳川顯正

衆議院議員小室重弘君外一名提出土木監督署不法ノ所爲ニ關スル質問ニ

對シ別紙答辯書差進候也

明治二十九年三月二十五日

内務大臣芳川顯正

トノ間ニ於テ訴訟中ニ屬スル補償金額ハ判決ノ確定ニ至ルマテハ未タ不確定ニシテ且ツ不可分ナルモノナレハ出訴者ハ其爭點政府ノ査定額ト自己ノ要求額トノ差額ニアリテ査定額其者ニアラストノ理由ヲ以テ其査定額ノ下附ヲ請求スルコト能ハサルハ明瞭ナリ又補償金額ニ不服ナルカ爲メ訴訟ヲ提起シタル者ヲシテ收用地ニ出入セシムルトキハ地形ヲ變更シ爲ニ係争中ノ補償金額ニ異動ヲ來タスノ虞アルヲ以テ政府ハ地方廳ノ選擇ト土木監督署ノ査覈トヲ經テ保管人ヲ置キ出訴者ノ收用地ニ出入スルヲ禁止セサルヲ得サルニ至レリ而シテ之ヲ犯シタル者ノ違警罪ニ處セラルルハ已ムヲ得サルノコトタリ

斯ノ如クナルヲ以テ政府ハ未タ曾テ不法ノ處置ヲ爲シ又ハ偏頗ノ手段ヲ施シテ補償金額ニ不服ナル被收用者ヲ苦シメ以テ不當ノ補償金額ニ屈服セシメタルコトナシ

右及答辯候也

明治二十九年三月二十五日

特別委員長及理事左ノ通り當選セラレタリ

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律案

審查特別委員長

同理事

重要輸出品同業組合法案

審查特別委員長

同理事

○丸尾文六君(二百四十六番) 地方經濟ニ關スル委員會ノ報告デアリマスガ、此案ハ急ヲ要シマスカラ、議事日程ヲ變更シテヤリタイト云フ考デアリマス、之ヲ諸君ニ報告致シマス、登壇ヲ請ヒマス

○議長(楠本正隆君) 丸尾文六君

(丸尾文六君演壇ニ登ル)

○丸尾文六君(二百四十六番) 諸君、是ハ報告ダケデアリマス、地方稅經濟ニ於テ臨時土木費ノタメニ起債及地租制限外賦課ノ件法律案デアリマス、是ハ先刻委員會ヲ開キマシテ、委員長ニ拙者ガナリマシテ、理事ニハ森本君ガナリ、段々議論ノ末、此案ハ徹頭徹尾入用ノ案ト思フテ、政府案ヲ残ラズ賛成シテ、委員會ハ通過致シマシタ、デ、此案ハ元ト府縣制ノ發シナイ處ニ用ヒル案デ、是ガナケレバ先達テ極シタ土木河川法ノ淀川改修其他ニ就イテ甚ダ差支ヲ生ズルノデアルサウデアリマスカラ、願ハクナラ之ヲ本日議シテ貴族院ニ回シタイト考ヘマス、之ヲ議事日程ヲ變更ヲシテ決定アランコトヲ貴

○議長(楠本正隆君) 唯今地方經濟ニ於テ臨時土木費ノ爲ニ起債ノ件法律案ノ委員長ヨリ日程變更ノ請求ガアリマス

〔贊成々々〕「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」

○議長(楠本正隆君) 日程變更ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、因テ日程ハ變更致サレマシタ、——該法律案ヲ一括シテ決ヲ採ルコトニ御異議アリマセヌカ、讀會省略ニハ御異議ナイト認メマス

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 即チ讀會ヲ省略シ一括シテ確定ノ議ヲ採リマス

○議長(楠本正隆君) 地方稅經濟ニ於テ臨時土木費ノ爲ニ起債及地租制限外賦課ノ件法律案

〔異議ナシ異議ナシ〕「ト呼フ者アリ」

○議長(楠本正隆君) 該案ニハ別段御動議ナキヲ以テ、茲ニ該案ハ確定トナリマシタ、次ハ日程ノ第二十四ニ移リマス

○議長(楠本正隆君) 該案ニハ別段御動議ナキヲ以テ、茲ニ該案ハ確定トナリマシタ、次ハ日程ノ第二十四ニ移リマス

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 該請願ニハ御異議アリマセヌカ——御動議ガナクバ是レ亦採擇スベキモノト決シマス——次ハ第二十五ニ移リマス

○議長(楠本正隆君) 是亦御動議ナキヲ以テ、採擇スベキモノト決シマス、次ハ第二十六ニ移リマス

○議長(楠本正隆君) 第二十六 庄内川改修ノ請願(小室重弘君外二十九名要求)

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議アリマセヌカ——御異議ナケレバ採擇スベキモノト決シマス次ハ第二十七

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ナキヲ以テ採擇スベキモノト決シマス、

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議アリマセヌカ——御異議ナケレバ採擇スベキモノト決シマス

○議長(楠本正隆君) 第二十七 區裁判所出張所設置ノ請願(波多野傳三郎君外三十二名要求)

〔異議ナシ異議ナシ〕「聲起ル」

○議長(楠本正隆君) 是レ亦御異議ナキヲ以テ採擇スベキモノト決シマス、

〔日程ノ分ハ總て議了致シマシタ、先刻報告ニ相成タル臺灣ニ施行スベキ法律ニ關スル法律案ノ委員會報告ヲ終シテ、再び會議ヲ開クコト、シテ、

茲ニ休憩ヲ致シマス

午後二時十七分休憩

午後二時五十分開議

○議長(楠本正隆君) 休憩前引續ノ會ヲ開キマスル、先づ報告ガアリマスル

貴族院ヨリ送付セラレタル議案左ノ如シ

臺灣ニ會計検査院支廳ヲ設置スルノ法律案

政府ヨリ左ノ通り通牒アリタリ

右法律案ハ緊急ノ事件ニ付議院法第二十七條但書及第二十八條但書ニ依

・議定相成度此段及要求候也

明治二十九年三月二十六日

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長 伯爵黒田清隆

衆議院議長楠本正隆殿

○議長(楠本正隆君) 臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案ニ就イテ是ヨリ

議事ヲ開キマスル——委員長鳩山和夫君

(鳩山和夫君演壇ニ登ル)

○議長(楠本正隆君) 臺灣ニ施行スベキ法令ニ關スル法律案委員會

ノ結果ヲ報告シマス、委員會ハ本日開會シテ、第一條ヨリ第五條ニ至ルマデ

ノ五箇條ハ原案通可決シ、第六條ヲ一項加ヘマシタ、其加ヘタノハ「第六條

此法律ハ施行ノ日ヨリ滿三年ヲ經タルトキハ其效力ヲ失フモノトス」全體可

決シタ理由ト修正案ヲ可決シタ理由トヲ併セテ其理由ヲ述べマス、諸君、既

ニ御承知ノ通、臺灣ハ内地トハ其事情ヲ異ニシテ居ルカラシテ、内地ト同様

ノ定規ヲ以テ是ニ施行フコトノ出來ナイト云フコトハ委員全體ノ意見デア

ル、唯此法案ニ反對說ノアワタノハ憲法ノ解釋ニ起因スル所ノモノデアル、

憲法ニハ納稅ノ義務ノ如キハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルト云フコトニ爲シテ居ル

シ、又法律ニ依ルニアラズンバ爲スコトヲ得ザル事モ憲法ニ規定シテアルノ

デアル、而シテ此法案ガ行レルコトニ爲リマスト、臺灣總督ノ發スル所ノ命

令ガ法律ニ代シテ效力ヲ有スルコトニ爲ルノデアルカラシテ、法律其モノニ

依クテ納稅ノ義務其他憲法上法律ヲ以テ規定スベシトシテアルコトハ、法律

ニ代ル臺灣總督ノ命令デ、之ヲ規定スルト云フコトデアルカラ憲法違反デア

ルト云フ如キ論ガアタノデアリマスケレドモ、委員多數ノ意見ハ此法律ノ

第一條、即チ「臺灣總督ハ其管轄區域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得」斯ノ如ク規定スル以上ハ、總督ノ發スル所ノ命令ハ即チ法律デア

ルカラシテ、憲法ト抵觸スルコトハナイト云フ意見ヲ以テ全體ヲ決シタ譯デアル、併ナガラスノ如キ事ハ永久ノ事柄トシテ執ルベキ所ノ政策デナイト云フ所カラシテ、此法律ノ施行期限ノ年限ヲ定メテ、之ヲ三箇年トシタト云フ

ダケノコトデゴザイマス

○高田早苗君(二百六十番) 議長

○議長(楠本正隆君) 質問デスカ、質問デナケレバ通告ガアリマスル、通告

順ニ從ヒマスル——藤金作君

○藤金作君(二十四番) 最早此場合デゴザイマスルカラ、私ハ起立ニ賛成シテ、演説ハ取消シマス

○平島松尾君(百八十四番) 今ノ修正文ヲ朗讀ヲ願ヒマス

○議長(楠本正隆君) 委員會ノ修正ヲ朗讀ヲサセマスル

シイ、サウ云フコトヲシテハ、千丈ノ堤モ蟻ノ一穴ヨリ崩ル、ト云フ諺ノ通、憲法ト云フモノハ段々破レテシマフト云フコトニ爲ルト謂ハナケレバナラヌ、今モウ一つノ問題ハ憲法問題デナクシテ、此法律一體ノ性質ヲ見テモ餘程不都合ナ結果ヲ生ジハシナイカト云フ眞ガアル、此二條ヲ見ルト、臺灣總督ト云フモノハ評議會ノ議決ヲ採ツテ、拓殖務大臣ヲ經テ、勅裁ヲ請フ命令ヲ要スル時分ニハ、又三條ヲ見ルト云フト、臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ、臺灣總督ハ前條第一項ノ手續ヲ經ズシテ、直チニ第一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得トアル、是ハドチラガ餘計行レルカト云フコトハ、諸君ト共ニ攻究シナケレバナラヌ、臺灣ニハ未ダ電信ガ架シテ居ナイ、詰リ万里ノ波濤ヲ隔テ向フノ事柄デアルカラ、成ルベク向フデヤルコトハ矢張向フデサセナケレバナラヌト云コトカ、抑々本案ヲ必要トスル大原因デアラウ、サウシテ見レバ、二條ノ手續ニ依ツテヤルト云フコトハナクテ、三條ニ依ツテ緊急デアルカラト云フテ、臺灣總督ハ獨斷デ何事モスルト云フ方カ、是ガ始終行レテ、殆ドソレバカリニ爲ルト云フコトハ、今ヨリ豫メ期スルコトガ出來ル、サウナツタラドウ云フ結果ニ爲ル、頭ニ拓殖務省ト云フモノガ出來ナクテ、拓殖務大臣ガナカツタナラバ、臺灣總督ガ隨分一時ノ間ハ非常ナ權力ヲ持ツト云フコトモ或ハ仕方ガナイケレドモ、既ニ拓殖務省ト云フモノヲ設ケルト云フコトガ極シテ居ル、ソレデ置クト極マツテドウカト云フト、臺灣總督ノ上官デアル、拓殖務大臣ハ是ハ唯責任ダケ帶ビテ、仕事ハ何モシナイト云フコトニ爲ル、仕事ハ向フノ臺灣デ以テ、臺灣總督ガドシヽヤツテシマツテ、大臣ガ負フト云フ、冠履顛倒ナ不思議ナ事ヲ生ズルコトニ爲ル、誰ガナルカハ知ラナイケレドモ、此拓殖務大臣ト云フモノニ如何ナル人ガナルカハ知レナイガ、是ニ爲クタ人ハ隨分迷惑至極ノ事ニアッテ、人ノヤツタ仕事ノ尻ダケ皆拭ハネバナラヌ、サウンテ自分ノ發意デハ何事モシナイト云フコトニ爲ルカラ、一體ノ仕組ノ上ニ於テ、憲法問題ハ姑ク措キ、一體ノ仕組ノ上ニ於テ頗ル不都合ナ事デハアルマイカト考ヘルノデアル、詰リ無論臺灣ノ事デアルカラ、一々此方ガ事ノ細大トナク手ヲ出シテヤルト云フ譯ニハイクマイ、併ナガラ大事ハ拓殖務大臣ニ於テ發案シテ、議會ノ協贊ヲ經テ極テ、一向差支ナイ小事ハ向フデ以テ獨斷サセルト云フ、當リ前ノ仕組ニ爲シテ居マセヌト云フト、將來大ナル不都合ヲ生ズルト云フコトヲ私ハ今ヨリ斷言シテ憚カラナイノデアル、斯ル種々ノ缺點ガゴザイマスルカラ、憲法ニ抵觸スル眞ガアル、確ニ抵觸スルノミナラズ、實際ニ於テ冠履顛倒デ、誠ニ不都合ナ仕組ノモノデアルニ依リテ、斯ノ如キ何カ特別ノ仕事ヲシナケレバナラヌ、特別ノ仕組ヲ立テナケレバナラヌカ知レナイガ、今此處デ議會ガ斯ノ如キ不完全ナモノニ協贊ヲ與ヘルニモ及ブマイト思ヒマス、是ハ一應否決シテ置キマシ

タナラバ、議會ガ否決致シマシタナラバ、政府モ再考シテ、惡ルイ處ハ直シテ何カ手段ヲ考ヘテ、適當ノ範圍内ニ於テ、次ノ議會ノ開クルマデ政府ハヤツテ居ルニ相違ナイト考ヘマスカラ、斯ル不都合ナル、不完全ナル所ノ法律案ヲ協賛スルト云フ責任ダケハ、諸君遁レテ然ルベキコトデアル思フ、此法案ハ幾ラモ手段ガ憲法ニ反シテ置イテアルカラ、詰リ政府ニ反省ヲ求ムルタメニ、今一應考ヘサセルト云フ忠告的ノ精神ヲ以テ此案ヲ御否決アランコトヲ、私ハ諸君ニ深ク希望スル譯デゴザイマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○議長(楠本正隆君) 重岡薰五郎君

(重岡薰五郎君演壇ニ登ル)

○重岡薰五郎君(二十六番) 諸君、本員ハ委員長ノ報告ニ就キマシテ贊成ヲ致スモノデゴザイマス、即チ唯今高田君ノ反対ニ就キマシテハ聊カ辯駁ヲ試ミナケレバナラスト考ヘル、高田君ノ御説ニ依ッテ見マスルト、本案ハ先づ第一ニ憲法ニ抵觸ラスル、憲法上不都合ナモノデアル、斯ウ云フ理由ガ第一ダラウト思フ、然ルニ其御説ヲ承ッテ見マスルト、憲法ニ於キマシテ此日本臣民ノ権利ト云フモノハ法律ニ依ラナケレバナラヌ、法律ニ依ラズシテ日本臣民ノ権利ヲ龐末ニシテハナラスト云フ所ノ擔保ガ置カレテアル所ニ就キマシテ此議論ヲ致サレタヤウデゴザイマス、其理由ト致シマシテ申サレル所ニ依リマスレバ、憲法中ノ第二十三條ニ於テハ、日本臣民ハ法律ニ依ルニ非ズシテ、斯ウ云フコトガアル、然ルニ又二十四條、二十五條其外ノ條ニ依ルト、法律ニ定タル所、或ハ定メタル場合、斯ウ云フコトガアッテ、此文字ノ使ヒ方ト云フモノヲ二様ニ致シタ云フモノハ、即チ何カ區別ガアタニ相違ナインデアル、二十三條ノ如キハ法律ニ依ルニアラズシテトスウアルカラシテ、是ニ依レバ或ハ命令ニテモ差支ナインデアル、斯ウ云フヤウナ御意見、其外ニ法律ニ定メタル場合トカ、法律ニ定メタル云云、斯ウ云フ場合ニ於テハ他ノ命令ヲ以テ法律ニ代ルベキ所ノ事柄ヲスルコトハ出來ナイ、斯ウ云フコトニ根據シテ居ルヤウデゴザイマス、是ハ私共ノ憲法ヲ解スル上ニ附キマシテハ甚ダ奇妙ナル御意見ト謂ハナケレバナラヌ、文字ハイカサマ依ルニアラズシテト云フコトガザイマシテ、又定メタルト云フ文字ガゴザイマスケレドモ、是ハ文章ノ使ヒ方ニ依リ、其法文ノ意味ニ依ッテ種々ニ取分ケタコトアッテ、別段憲法上ノ意義トシテハ何ニモ變リノナイコト、謂ハナケレバナラヌ、デ、其譯ハ、若シ高田君ノ御意見ノ罰ノ如キト云フモノハ重イ、刑デ申シマスレバ死刑ヲ宣告スル、生命權ト云フモノヲ濫用スルト云フ程ナ實ニ重大極ル所ノ事柄ヲ處理スル事デゴザイマス、是ハ命令デ宜シイ—命令ニ任シテモ宜イ斯ウ云フ意見ニ致シテ、其

次ニ二十五條——二十五條ニハ法律ニ定メタルトアルカラシテ、重イト云フ御意見カ知レマセヌケレトモ、併シ其事柄ハ住所ニ侵入セラレ、又搜索セラル、コトナシ、住所ノ保護即チ住家ニ就イテ擔保ヲ與ヘルト云フヤウナ事柄ヲ、生命權トハドチラガ重イカ輕イカト云フコトハ私ガ喋キスル必要ハナイト思ヒマス、之ニ依ッテ見マスレバ、先づ憲法上ノ見解ト云フモノハ法律ニ依ルニアラズシテト書イタトキ、ト法律ノ定メタル場合ト書イタトキト決シテ區別ハナイ、又立法者ト雖モ斯ル區別ヲ設クル所ノ意志ガナイモノデアルト断言シナケレバナラヌ、既ニ憲法ノ上ニ於キマシテ斯ル解釋ヲ致シテ、唯憲法ノ精神ト云フモノハ臣民ノ権利トシテ重大ナル事柄ニ就イテハ、是ハ法律デシナケレバナラヌ、法律ヲ以テ規定スルダケノ擔保ヲ人民ニ與ヘテヤラナケレバナラスト、斯ウ云フ精神カラシテ見マスレバ、本案ノ如キ法律ヲ以テ、臺灣總督府ノ命令ハ法律ト同一ナル命令ニ依ッテ即チ法律其モノデアル、斯ウ云フモノニ向ッテ憲法上ノ認メタル所ノ臣民ノ権利ヲ委ネルト云フ事柄ハ、即チ憲法ニ法律ニ定メル法律ニ據ラズシテト云フ所ノ法律ト效力ヲ同ジウスルモノデゴザイマスルナラバ、決シテ憲法ト抵觸スルト云フ御意見ハ全ク相立タヌコト、私ハ信ズルノデアル、既ニ憲法ニ於キマシテ何等ノ不都合モナイト致シマスレバ、次ニ高田君ノ御意見ニ依ッテ本案ハ拓殖務大臣ト又臺灣總督府ノ擴張ニ於テ甚ダ不都合デナイカ、臺灣總督府ト云フモノハ非常ニ權力ヲ有スルモノデアル、此非常ノ權力ヲ有スルモノニ向ッテ、其上ニ拓殖務大臣ガアッテ之ヲ監督スルト致シタ所ガ何等ノ監督權モ實際與ヘルコトハ出來ナイデハナイカ、シテ見ルト臺灣總督府ハ非常ナ權力ヲ有ス、或ハ高田君ノ御意見葉ヲ以テ見マスレバ、元首以上ノ權力ヲ有スルトスウ云フヤウナ御意見デゴザイマスルガ、是ハ甚ダ私共解シ難イ所ノ御意見ト謂ハナケレバナラヌ、臺灣總督ト云フモノハ御承知ノ如クニ元首ノ下ニ屬スルト云フ事柄バ勿論申スマデモナイデアル、デ、ソレデアルカラシテ、若シ臺灣總督ト云フモノガ、本案ニ依ッテ一ツノ命令ヲ發シ、法律ニ代ルダケノ仕事ヲシャウトスルナラバ、其事柄ハ直チニ臺灣拓殖務大臣ノ手ヲ經テ勅裁ヲ請フテ陛下ノ親裁ニ依ッテ事ヲシナケレバナラヌト云フコトデアル、シテ見レバ臺灣總督府ガ元首以上ノ權力ヲ有スルト云フコトハ抑々如何ナル論據ニ出ラレタカ、私ドモ解釋ニ苦シムノデアル、詰リ臺灣總督ト云フモノハ上ニハカラシテ輕イ、是ハ命令デモ宜シイ、斯ウ云フコトニシマスレバ甚ダ奇妙ナル結果ヲ見ナケレバナラヌ、即チ二十三條ヲ逮捕、監禁、審問、處罰、此處罰ノ如キト云フモノハ重イ、刑デ申シマスレバ死刑ヲ宣告スル、生命權ト云フモノヲ濫用スルト云フ程ナ實ニ重大極ル所ノ事柄ヲ處理スル事デゴザイマス、是ハ命令デ宜シイ—命令ニ任シテモ宜イ斯ウ云フ意見ニ致シテ、其

